あいち健康福祉ビジョン 年次レポート (平成28年度版)



目 次

年次レポートの趣旨・構成について・・・・・・p1~2

I. あいち健康福祉ビジョンの評価・検証 ・・・p3~26

Ⅱ. 特 集 • • • • • • • • p 27~ 61

健康福祉社会を支える人材の育成・確保

- 1. 医師確保対策
- 2. 看護師確保対策
- 3. 介護人材確保対策
- 4. 地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保対策
- 5. 保育人材確保対策
- - 1. 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
 - 2. 地域医療構想の策定

年次レポートの趣旨・構成について

平成23年6月に策定した「あいち健康福祉ビジョン」が平成27年度で計画期間を満了したことを受け、平成28年3月に「あいち健康福祉ビジョン2020」(以下「ビジョン」という。)を策定しました。

このビジョンでは、基本的な考え方である「基本理念」、5 年後、10 年後の愛知の望ましい姿である「めざすべき健康福祉社会」、めざすべき健康福祉社会の実現のため重視する「基本姿勢」を掲げた上で、5 つに区分して施策の方向性と主要な取組を示しています。(下記参照)ビジョンの推進にあたっては、ビジョンに示されている施策の進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしていくため、県庁内の「健康福祉ビジョン推進本部」において年次レポートを作成することとしていますが、その構成は次頁のとおりです。

計画期間

平成28年度から平成32年度(5年間)

基本理念

ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち ~「あいち健幸社会」の実現

めざすべき健康福祉社会

子ども、若者、女性、高齢者、障害のある人など、全ての人が活躍する「人が輝くあいち」

基本姿勢

- ①健康福祉社会を支える人材の育成・確保を図る【人づくり】
- ②全ての人が社会の一員としてともに暮らし、支え合う【地域づくり】
- ③健康寿命を延ばし、健康寿命日本一をめざす【健康づくり】
- 4安心して働き続けることができる【環境づくり】

施策の方向性と主要な取組

- Ⅰ. 子ども・子育て支援 ~ 「日本一子育てしやすいあいち」の実現をめざして~
- Ⅱ. 健康長寿 ~ 「健康長寿あいち」の実現をめざして~
- Ⅲ. 医療・介護 ~住み慣れた地域で必要なサービスが受けられる社会をめざして~
- Ⅳ. 障害者支援 ~身近な地域でともに暮らせる新しい社会に向けて~
- V. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり ~ともに支え合う社会をめざして~

I. あいち健康福祉ビジョンの評価・検証

○ 昨年度末で計画期間が満了した「あいち健康福祉ビジョン」に掲げた主要な目標(38 項目)の評価・検証を行い、その結果はビジョンの進行管理においても生かしていきます。

Ⅱ. 特 集

- 毎年度テーマを設け取組状況を検証します。テーマの設定にあたっては、ビジョンで示している、めざすべき健康福祉社会の実現のため重視する4つの基本姿勢に関連する施策のうち、社会的に関心の高い事項や、新たな動向が見られた施策等について取り上げていきます。
- 今回は、基本姿勢の1つ目である「人づくり」から、健康福祉分野の喫緊の課題である「健康福祉社会を支える人材の育成・確保」をテーマとし、平成27年度の取組を検証します。

Ⅲ. 昨年度の年次レポートにおける「新たな課題への対応」の その後の状況

○ 昨年度の年次レポートにおいて「新たな課題への対応」として、取組の方向性を明らかにした「子ども・子育て支援新制度の円滑な実施」及び「地域医療構想の策定」について、その後の取組状況を把握します。

なお、「福祉人材の確保の推進」については、特集で取り上げます。



I. あいち健康福祉ビジョンの評価・検証について

- 本県では、平成5年7月に「あいち8か年福祉戦略(愛フルプラン)」を、平成13年3月に「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、福祉全般の推進を図ってきました。そして平成23年6月には、福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン」(計画期間:平成23(2011)年度~平成27(2015)年度)を策定し、健康福祉の各分野の個別計画と一体となって、福祉、保健、医療に関する様々な取組を推進してきました。
- 「あいち健康福祉ビジョン」では、めざすべき健康福祉社会像としての「基本理念」、健 康福祉分野に共通する「基本とする視点」を掲げた上で、6 つの「分野」について本県の健 康福祉行政の進むべき方向性と主要な取組を示しました。

<あいち健康福祉ビジョンの構成>

計画期間	平成23年度から平成27年度(5年間)	
基本理念 ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち ~ 『あいち健幸 (けんこう) 社会』の実現		
基本とする視点	① 家庭の機能を支える② 地域全体で支え合う③ 一人ひとりの生き方と可能性を尊重する④ 予防・早期対応を重視する⑤ 持続可能なシステムを構築する⑥ 役割分担を明確化する	
分 野	① 高齢者 ~高齢者がいきいきと暮らせる社会へ~ ② 子ども ~子どもと子育てにあたたかい社会へ~ ③ 障害のある人 ~障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ~ ④ 健康 ~誰もが健康で長生きできる社会へ~ ⑤ 医療 ~必要な医療が受けられる社会へ~ ⑥ 地域 ~健康福祉の地域力が充実した社会へ~	

○ ビジョンの推進にあたっては、38項目の主要な目標を設定し、6つの「分野」における取組の進行管理を行ってまいりました。

昨年度末で、「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間が満了したことを踏まえ、38 項目の主要な目標の評価・検証を行ったところ、目標を達成したものが 16 項目、概ね目標を達成したもの(80%以上)及び目標達成に向け順調に推移しているものが9項目、目標が達成できなかったものが11項目、目標の達成に向けて一層の取組が必要なものが1項目、未評価のものが1項目となっています。

全体としては概ね順調に推移しておりますが、未達成の項目もあり、今後は各分野の個別計画に基づき一層の取組を進めていきます。検証の結果は、昨年度新たに策定した「あいち健康福祉ビジョン 2020」の進行管理においても引き続き生かしていきます。

◆本県の健康福祉に関するビジョンの策定経緯

平成5(1993)年7月	あいち8か年福祉戦略(愛フルプラン) 策定 【計画期間:平成5(1993)年度~平成12(2000)年度】
平成13(2001)年3月	2 1世紀あいち福祉ビジョン 策定 【計画期間:平成13 (2001) 年度~平成22 (2010) 年度】
平成23(2011)年6月	あいち健康福祉ビジョン 策定 【計画期間:平成23 (2011) 年度~平成27 (2015) 年度】
平成28(2016)年3月	あいち健康福祉ビジョン2020 策定 【計画期間:平成28(2016)年度~平成32(2020)年度】

○ あいち健康福祉ビジョンに掲げた38項目の主要な目標の達成状況は次のとおりです。

◎ 目標を達成したもの	16 項目
○ 概ね目標を達成したもの (80%以上) 及び	
目標達成に向け順調に推移しているもの	9項目
× 目標が達成できなかったもの	11 項目
△ 目標の達成に向けて一層の取組が必要なもの	1項目
一 未評価(今後、調査を予定)	1項目

分 野	項		目 標	平成 27 年度実績 (※は 26 年度実績	評価
		フ 人=# #***********************************	①平成 26 年度までに地域包括支援センターを 196 か所設置	193か所 ※	0
		ア 介護が必要な高齢 者への支援	②介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備(平成 26 年度までに定員 22,494人)	22,547人※	0
	(1)高齢者がいきいき	イ 認知症高齢者への 支援	③認知症疾患医療センター事業の実施	7か所へ事業委託	0
	と暮らせる社会	ウ 見守りが必要な高齢 者への支援	④高齢者見守りネットワークの取組を全市 町村で実施	45 市町村	0
		エ 介護予防の推進	⑤「あいち介護予防支援センター」における介護予防プログラムの開発・普及	「新しい総合事業に対応 した介護予防事業プロ グラム」の作成・普及	0
		オ 元気な高齢者の活 躍の支援	⑥高齢者の労働力率を、平成 22 年度の 23.8%より1ポイント以上上昇	23.9%	×
	(2)子どもと子育てに暖かい社会へ	ア 若者の生活基盤の 確保	⑦平成 26 年度までに 40 団体が出会いの 場を提供する活動を実施	47 団体 ※	0
		イ 希望する人が子ども を持てる基盤づくり	⑧平成27年度までに1,721社が愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録	1,185 社	×
		ウ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援児童数を 20,100 人<37,688 人>とする①平成 26 年度までに延長保育を 369 か所 <673 か所>で実施②平成 26 年度までに休日保育を 39 か所 <59 か所>で実施③平成 26 年度までに病児・病後児保育を42 カ所 く62 カ所>で実施	9	15 市町 ※	×
1. 福 祉				20,302 人 ※ <41,350 人>	0
			9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	418 か所 ※ <804 か所>	0
			9	30 か所 ※ <54 か所>	×
			0	34 か所 * <53 か所>	0
				重心病棟、リハビリテー ション棟の竣工	0
			<u> </u>	新たに3施設の整備完 了	0
	(3)障害のある人が 安心して暮らせ る地域社会へ		16福祉施設入所から地域生活への移行者 を、平成 26 年度までに累計 1,316 人とす る	587人※	×
		イ 障害のある人の自 立と地域生活の支援	①精神障害のある人(1 年未満の入院者) の平成26年度における平均退院率76%	73.9% *	×
			⑱平成26年度における年間一般就労移行 者数を480人とする	849人 ※	0

注:目標⑩~⑬のく >は、名古屋市・中核市を含む県全体の数値

分 野	項	目	目標	平成 27 年度実績 (※は26 年度 実 績)	評価		
			⑨「健康日本 21 あいち新計画」に基づく、生活 習慣病対策の総合的な推進及び、健康を支 え、守るための社会環境の整備を進める。	健康日本21 あいち新計画の 推進	0		
			②薬草園を平成27年4月に開園	平成27年4月に開園	0		
		ア 健康長寿あい	①禁煙飲食店の増加	699 店	0		
	(1)誰もが健康 で長生きで きる社会へ	ちの推進	②平成 29 年度までにがん検診の受診率を胃がん・肺がん・大腸がんは 40%以上、乳がん・子宮がんは 50%以上まで向上(対象者:40歳から69歳)	胃がん 14.5% 肺がん 23.8% 大腸がん 24.2% 乳がん 31.6% 子宮がん 39.0%	Δ		
			③家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の 割合80%以上に向上	77.4%	\circ		
			④自殺者を一人でも減らす	1,168 人	0		
		イ 心の健康の保 持増進	⑤平成 26 年度までに子ども・若者支援地域協 議会を利用できる県内の子ども・若者の割 合を 70%	47.8% ×	×		
		ウ 健康危機管理 対策	⑩新型インフルエンザ対策行動計画の見直し 及び計画に基づく対策の推進	新型インフルエンザ等対策 の推進	0		
2. 保 健• 医 療	(2)必要な医療が受けられる社会へ ウタ育療・オウター エのオール がのカーオー	ア 医療従事者の 確保	②診療制限をしている病院の割合の減少	22.4%	×		
				イ 救急医療・災 害医療体制の	③救命救急センターを原則、2次医療圏に複 数設置	2 病院 対応が急センターを設置 複数設置: 6 医療圏 単数設置: 4 医療圏 未設置: 2 医療圏	×
			整備	②病院の診療時間外に外来を受診する患者数の減少、かつ休日夜間診療所の患者数の増加	救急病院の時間外患者数 (調査予定) 休日夜間診療所患者数 (調査予定)	_	
		ウ 安心して出産・ 子育てができる 医療体制の確	③総合周産期母子医療センターを平成27年度までに名古屋・尾張地区、三河地区に各1か所増	名古屋・尾張地区 2 か所→4 か所 三河地区 1 か所→2 か所	0		
		保·充実	③NICUを 180~210 床程度へ増床	159 床	×		
		エ がん医療体制 の充実	③平成 29 年度までにがんによる年齢調整死 亡率(75 歳未満・人口 10 万対)が男性 95.6、 女性 52.6 まで低下する	男性:100.2 女性: 58.7	0		
		オ 今後必要な医 療の推進	③保健・医療・福祉の連携による在宅医療の モデルを構築し、普及・啓発	多職種協働による在宅医療 支援体制の構築	0		
		ア 新しい支え合	④地域におけるネットワークの構築に向けての仕組みづくりの検討	提言に基づき、県内6か所で モデル事業実施	0		
		いの推進	③ 全市町村において市町村地域福祉計画を 策定	38 市町村	×		
3. 地 域	(3)健康福祉の 地域力が充 実した社会	イ 環境づくりの推進	③ パリアフリー化された住戸に、緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅を、平成32年度までに約11,000戸供給	808 戸 (累計)7,121 戸	0		
	美した任会	進	③平成32年度までに「人にやさしい街づくりの 推進に関する条例」に適合した施設数の累計 を37,000施設とする	32,042 施設	0		
		ウ ソーシャル・イ ンクルージョン の推進	③8平成24年度までに多文化ソーシャルワーカーを100人程度養成	多文化ソーシャルワーカー による個別支援の実施 (23 年度までに 108 人養成)	(

1. 福祉

(1) 高齢者がいきいきと暮らせる社会へ

ア 介護が必要な高齢者への支援

【目標(1)】

平成26年度までに地域包括支援センターを196カ所設置

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
183 か所	185 か所	192カ所	193 か所	197 か所

評価:概ね達成

地域包括支援センターの設置数は、地域包括支援センターの実施する包括的支援事業にかかる経費を一部交付し、設置を支援したことにより、23 年度の 183 か所から 27 年度には 14 か所増の 197 か所となり、設置数は順調に増加したものの、平成 26 年度時点では目標数 196 か所に及びませんでした。平成 27 年度からは、同年 3 月に策定した「第 6 期愛知県高齢者健康福祉計画」に基づき、地域における高齢者の包括的な支援の推進を図るため、平成 29 年度までに 215 か所とすることを新たな目標とし、引き続き市町村に設置を働きかけていきます。

【目標②】

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備(平成26年度までに定員22,494人)

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
20, 201 人	22,071 人	22, 481 人	22, 547 人	23, 725 人

評価:達成

介護老人福祉施設の定員については、平成26年度までに22,494人とする整備目標を定めていましたが、22,547人の整備が進められ目標を達成しました。今後は、ますます在宅での生活が困難な中重度の要介護者が増加することが見込まれるため、「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」に基づき、平成29年度までに24,874人とする新たな目標を掲げ、必要な定員数の確保を図ります。また、整備にあたっては、入所者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護が出来るよう、ユニット型の特別養護老人ホームの整備を促進します。

イ 認知症高齢者への支援

【目標③】

認知症疾患医療センター事業の実施

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
1か所へ事業委託	4か所へ 事業委託	7か所へ 事業委託	7 か所へ 事業委託	7か所へ事業委託

評価:達成

認知症疾患医療センターは、2次医療圏に1か所の設置を進めてきました。平成27年度末では7か所での実施ですが、平成28年4月1日からはセンター未設置の医療圏であった西三河北部医療圏及び西三河南部東医療圏の新規2病院を含む9か所へ事業委託します。これにより、人口規模が少なく隣接する医療圏で対応可能な尾張中部医療圏と東三河北部医療圏を除くすべての2次医療圏においてセンターが設置されることとなります。今後は、各認知症疾患医療センターにおいて地域連携等事業の充実を図っていきます。

ウ 見守りが必要な高齢者への支援

【目標④】

高齢者見守りネットワークの取組を全市町村で実施

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
26 市町村	31 市町村	37 市町村	38 市町村	45 市町村

評価:概ね達成

高齢者の見守りに関する定期的な会議等の開催市町村数は23年度の26市町村から19市町村増加し、27年度は45市町村となり、順調に増加しましたが、目標である全市町村での開催は達成することができませんでした。引き続き市町村に対しネットワーク構築に向けた支援を行っていきます。

エ 介護予防の推進

【目標(5)】

「あいち介護予防支援センター」における介護予防プログラムの開発・普及

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
「口腔機能向上 プログラム愛知 県版」の作成・普 及	「栄養改善プログラム愛知県版」の作成・普及	「介護予防事業 評価プログラム 愛知県版」の作 成・普及	「介護予防事業 マネジメントの ための事例集」 の作成・普及	

評価:達成

介護予防プログラムについては、平成23年度から27年度の5年間で「口腔機能向上プログラム愛知県版」「栄養改善プログラム愛知県版」「介護予防事業評価プログラム愛知県版」「介護予防事業では立ちる愛知県版」「新しい総合事業に対応した介護予防事業プログラム」を作成・配布し、平成27年9月に「介護予防プログラム愛知県版活用状況調査」を行ったところ、3/4の市町村からプログラムを活用しているとの回答を得ました。プログラムの開発は平成27年度で終了し、今後は、引き続き市町村や地域包括支援センター等に活用の普及を行っていきます。

オ 元気な高齢者の活躍の支援

【目標6】

高齢者の労働力率を、平成22年度の23.8%より1ポイント以上上昇

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
22. 4%	21. 6%	23. 5%	23. 8%	23. 9%

評価:未達成

高齢者(65歳以上)の労働力率は、策定時に比べて一時は下がったものの、働く意欲の高い団塊世代が65歳に達して以降、上昇に転じ、目標値には達していませんが現在は策定時の数値を上回っています。

労働力率が上昇しにくい理由としては、働く意欲の高い団塊世代が平成24年以降に65歳に達し高齢者の労働力率が上昇しているものの、高齢者の雇用機会が限られていることが理由として考えられます。今後はますます高齢者の割合が大きくなるとともに、高齢者の働き手が求められることから、平成27年12月に策定した「あいち産業労働ビジョン2016-2020」に基づき、平成32年度までに24.8%にすることを目標に、引き続き中高年齢離職者再就職支援セミナーや高年齢者雇用推進セミナー等により、高齢者の継続雇用の促進を図るとともに、雇用機会の確保・拡大に努めていきます。

(2) 子どもと子育てにあたたかい社会へ

ア 若者の生活基盤の確保

【目標⑦】

平成26年度までに40団体が出会いの場を提供する活動を実施

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
40 団体	51 団体	53 団体	47 団体	_

評価:達成

出会いの場を提供する活動団体については、結婚支援を行うNPO団体等の掘り起こしやポータルサイト「あいこんナビ」の積極的な活用について広報活動に努めた結果、平成26年度までの目標40団体に対し、全ての期間で目標を達成しました。

平成27年度からは、同年3月に策定された「あいち はぐみんプラン2015-2019」に基づき、平成31年度までに年間350回の出会いの場を提供するイベントを実施することを新たな目標とし、引き続き「婚活協力団体」「出会い応援団」の登録を増やすための取組を推進しつつ、「婚活協力団体」同士のイベントの活性化等、「婚活協力団体」「出会い応援団」への積極的な働きかけを行いイベントの実施増に繋げていきます。

イ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

【目標(8)】

平成27年度までに1,721社が愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
912 社	1,007社	1,071社	1, 129 社	1, 185 社

評価:未達成

従業員が仕事と子育て等仕事以外の生活を両立できるよう積極的に取り組む愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録数は、平成27年度で1,185社になり、目標の数の1,721社を下回ったものの273社の増加を図ることができ、一定の成果はあったと考えております。今後は、平成27年12月に策定した「あいち産業労働ビジョン2016-2020」に基づき、登録企業数を毎年度60社増やすことを目標に、啓発リーフレットの作成・配布や企業訪問、企業への社会保険労務士の派遣などで「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の認知度を高め、より多くの企業においてワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりに取り組んでいただけるよう引き続き登録促進に努めます。

ウ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

【目標⑨】

平成26年度までに30市町村において子育て情報・支援ネットワークを構築

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
15 市町	15 市町	15 市町	15 市町	_

評価:未達成

子育で情報・支援ネットワークについては、平成26年度までの目標30市町村に対し、15市町となり、目標に達することができませんでした。先行市町村の構築事例の紹介など働きかけを行いましたが、当事業助成の国の基金メニューが平成23年度に終了し財源がなくなったことや、新たなネットワーク構築は行わず、既存のネットワークを活用すると市町村が判断したことにより、ネットワークを構築する市町村は増えませんでした。

平成27年度からは「あいちはぐみんプラン2015-2019」に基づき、子育で家庭に対して情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を実施する市町村数を平成31年度までに44市町村にすることを新たな目標としています。平成27年度の実績は11市町村で順調に推移しており、今後も引き続き地域における子育で支援機能の充実に努めていきます。

【目標①】

平成 26 年度までに低年齢児保育の受入児童数を 20,100 人<37,688 人>とする

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
18, 161 人	18,744 人	19,441 人	20,302 人	_
<35,769 人>	<37,261 人>	<39, 325 人>	〈41,350人〉	

※児童福祉法の規定により、名古屋市及び中核市は、県と同様の扱いとなっているため、ビジョンの目標値は、名古屋市・中核市を除く数値となっています。なお、名古屋市・中核市を含む県全体の数値を< >内に記載しています。 (以下目標①、②、③同様)

評価:達成

低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費を補助する「低年齢児途中入所円滑化事業」及び、1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の6:1より充実させるための人件費を補助する「1歳児保育実施費」を実施し低年齢児保育の受入拡大を推進した結果、平成26年度に低年齢児保育の受入児童数が20,302人となり目標値である20,100人を達成しました。「あいちはぐみんプラン2015-2019」では指標から除外しました。

【目標(1)】

平成 26 年度までに延長保育を 369 か所 < 673 か所 > で実施

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
366 か所	389 か所	399 か所	418 か所	935 か所
<636 か所>	<691 か所>	<749 か所>	<804 か所>	< ー >

評価:達成

延長保育の実施については、平成26年度に418か所となり、目標値である369か所を達成しています。平成27年度の実績は935か所で、「あいちはぐみんプラン2015-2019」に定める平成31年度までの目標990か所での実施に向けて順調に推移しています。引き続き市町村に対し延長保育実施施設への運営費助成を行い、実施施設の増加を図っていきます。

【目標①】

平成26年度までに休日保育を39か所<59か所>で実施

平成23年度 実績	平成 24 年度 実 績	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績	平成 27 年度 実 績
26 か所	27 か所	27 か所	30 か所	55カ所
<44 か所>	<51 か所>	<51 か所>	<54 か所>	<->

評価:未達成

休日保育の実施については、休日保育事業費による運営費の補助を行ったものの、平成26年度までの目標値である39か所に対し、30か所となり目標に達することができませんでした。平成27年度からは、「あいちはぐみんプラン2015-2019」に基づき、平成31年度までに59か所で実施することを新たな目標とし、保育所等で就労していない潜在保育士の再就職支援など、人材確保対策を推進し、多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう市町村に働きかけていきます。平成27年度の実績は、施設型教育・保育給付費における休日保育加算により運営費の負担を行った結果、年度末時点で55か所となり、平成31年度末の目標59か所に向けて順調に推移しています。

【目標[13]】

平成26年度までに病児・病後児保育を42か所<62か所>で実施

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
28 か所	29か所	29 か所	34 か所	66 か所
<45 か所>	<46カ新>	<47 か所>	<53 か所>	<->

評価: 概ね達成

病児・病後児保育の実施については、平成26年度までの目標値である42か所に対し、34か所となり目標に達することができませんでしたが、平成27年度の実績は66か所で、「あいちはぐみんプラン2015-2019」に定める平成31年度までに86か所で実施するという新たな目標に向けて順調に推移しています。引き続き、病児保育実施施設への運営費等の補助やファミリーサポートセンターを活用した医療機関と連携した病児・病後児預かりモデル事業を実施する市町村に対し整備費補助、人材確保に要する研修事業を実施し、多くの市町村に事業の実施を促していきます。

(3) 障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ

ア 障害の早期発見と療育支援

【目標[4]】

心身障害者コロニーを医療支援、地域療育支援、研究部門を持つ「医療療育総合 センター (仮称) | へ再編

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
再編・整備を地 域医療再生計画 に位置付け	基本設計の実施	実施設計の実施	実施設計の継 続、建設工事の 着手	重心病棟、リハ ビリテーション 棟の竣工

評価:目標達成に向けて順調に推移

心身障害者コロニーについては、「愛知県心身障害者コロニー再編計画」に基づき、障害児者の医療や地域生活を支援する全県的な拠点となることをめざして「愛知県医療療育総合センター(仮称)」の施設整備を進めています。平成26年度に第1期工事(重心病棟・リハビリテーション棟)に着手、平成28年2月に竣工しました(リハビリテーション棟は平成28年3月供用開始、重心病棟は平成28年7月に供用開始)。今後は、平成30年度の全面開所に向け、平成28年度後半より第2期工事に着手し、建物の完成にあわせて再編後の体制に移行していきます。

【目標①】

重症心身障害児者施設に対するニーズを踏まえた新たな施設運営の実現

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
新たな施設(2				新たに3施設の
施設)について	実施設計の実施	建設工事に着手	建設工事の実施	製作に3 地設の
基本設計実施				金佣元]

評価:達成

重症心身障害児施設に対するニーズを踏まえた新たな施設を整備し、名古屋市の名古屋市 重症心身障害児者施設ティンクルなごや(90 床)は、平成27年4月から運営を開始し、岡崎 市の三河青い鳥医療療育センター(90 床)は、平成28年4月から運営を開始しました。目標 である公立2施設の整備を完了したほか、平成26年度には障害者福祉減税基金を設け民立 施設の整備を進めたため、この基金を活用し、一宮市で一宮医療療育センター(120 床)を整 備し、平成28年1月に運営を開始したほか、平成29年度には豊川市において、信愛医療療 育センター(64 床)の運営を開始する予定です。これにより重症心身障害児の病床数は、平成 25年4月382床から平成29年度には694床に増加する予定です。

イ 障害のある人の自立と地域生活の支援

【目標16】

福祉施設入所から地域生活への移行者を平成26年度までに累計1,316人とする

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
463 人	508 人	545 人	587 人	615 人

評価:未達成

福祉施設入所から地域生活への移行者については、平成18年度から26年度までの累計の人数を1,316人とする目標を定めていましたが、平成26年度までの累計が587人となり目標を達成することができませんでした。計画的にグループホームの量的拡充を進めた結果、グループホームの施設数は年々増加し、地域における環境整備は着実に進みましたが、一方で、現在施設に入所している高齢化や障害の重度化が進んだ方の地域生活への移行は困難な状況にあります。今後は、引き続き、グループホームの整備促進や保健、医療、福祉等が連携した相談支援体制の一層の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの考え方を取り入れた医療・療育ネットワークづくりを検討していきます。また、これに併せて、高齢化や障害の重度化が進み、地域生活への移行が困難な方が、どのようなニーズを持ち、地域移行に際して、どのような支援・施策が必要なのか把握していきます。

【目標(17)】

精神障害のある人(1 年未満の入院者)の平成 26 年度における平均退院率を 76% と する

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
75. 9%	73.7%	75. 5%	73.9%	

評価:未達成

精神障害のある人(1年未満の入院者)の平均退院率については、平成26年度の目標値76%に対し、73.9%となり目標を達成できませんでしたが、長期的なトレンドとしては早期退院率が向上し、地域移行が進みつつあります。平成27年度以降は、「第4期愛知県障害福祉計画」に基づき、平成29年度における入院後1年経過時点の退院率91%を新たな目標とし、退院後のフォローアップを視野に入れた地域移行支援体制の確立を図っていきます。

【目標18】

平成26年度における年間一般就労移行者数を480人とする

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
425 人	589 人	715 人	849 人	877 人

評価:達成

平成26年度の福祉施設から民間企業等への就労移行者数は849人となり、平成26年度の目標値480人を上回り目標を達成しました。5年間を通じて、一般就労移行者の大部分が就労移行支援事業利用者であったことから、就労移行支援事業所の質的・量的確保が重要になってきます。引き続き、サービス管理責任者研修などの各種研修の充実、施設整備費の助成を通じて、就労移行支援事業者等の質的・量的確保を図るとともに、障害福祉事業者の指定に当たっての指導や事業所開設後の指導・監査を引き続き実施していくことにより、サービスの質の確保を図り、効果的な一般就労に繋げていきます。

2. 保健 • 医療

(1) 誰もが健康で長生きできる社会へ

ア 健康長寿あいちの推進

【目標①】

(~平成24年度)

健康長寿あいち宣言と健康日本21あいち計画を一本化した健康長寿あいち計画(仮称)の策定及び計画に基づく具体的施策の実施

(平成25年度~)

「健康日本 21 あいち新計画」に基づく、生活習慣病対策の総合的な推進及び、健康を支え、守るための社会環境の整備を進める

平成23年度 実 績	平成 24 年度 実 績	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績	平成 27 年度 実 績
健康日本 21 あいち計画の推進	健康日本 21 あいち新計画の策	健康日本 21 あいち新計画の推	健康日本 21 あいち新計画の推	健康日本 21 あ いち新計画の推
及び最終評価報 告書の公表	定	進	進	進

評価:目標達成に向けて順調に推移

平成34年度を目標年度とする健康日本21あいち新計画の推進については、健康づくり推進協議会を開催して計画の進捗状況を把握・評価する他、引き続きICT(情報通信技術)による健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」による健康情報の発信や、市町村との協働事業「あいち健康マイレージ」事業を推進していきます。目標項目92指標のうち、平成27年度末に評価できる54指標中44指標について改善していますが、健康づくり全体の評価や、無関心層への健康情報の発信等の課題についても検討を進め、中間評価を平成29年度に実施します。

【目標20】

薬草園をH27.4 に開園

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
実施設計の実施	薬草園の整備着	薬草園の整備工	整備工事の完了	平成 27 年 4 月
及び運営懇談会	手及び運営懇談	事及び運営懇談		28 日に開園
等の開催	会等の開催	会等の開催		

評価:達成

薬草園の利用促進策、運営方法、広報啓発等について運営懇談会等で検討を行い、開園に遅れがあったものの平成27年4月に開園することができました。平成27年度の年間来園者数は34,110人となり、見込みである年間22,500人を上回りましたが、来園者の年齢層に偏りがあるため、今後は夏休み等を利用し子ども向けのイベントを企画するとともに、工夫を凝らしたイベントを開催し、幅広い年齢層に対しての集客をめざしていきます。

【目標21】

禁煙飲食店の増加

平成23年度 実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	実 績	実 績	実 績	実 績
465 店	550店	602 店	651店	699 店

評価:達成

禁煙飲食店の増加という目標に対し、ビジョン策定時では390店でしたが、5年間で309増の699店となりました。これは研修会等を活用した、受動喫煙防止対策の必要性及び飲食店等への受動喫煙防止対策実施施設認定制度の周知を行ったことによるものであると考えられます。今後も引き続き本制度の周知を図り、施設の認定を行い、飲食店や学校、体育館、病院等、多くの人が利用する施設における受動喫煙防止に関する取組を推進していきます。

【目標②】

平成29年度までにがん検診の受診率を胃がん・肺がん・大腸がんは40%以上、乳がん・子宮がんは50%以上まで向上

(対象者: 40 歳から69 歳 (子宮がんは20 歳から69 歳))

	平成23年度 実 績	平成 24 年度 実 績	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績	平成 27 年度 実 績
	H21	H22	H23	H24	H25
胃がん	16.0%	14.9%	14.1%	14.6%	14.5%
肺がん	28. 2%	27. 2%	22.9%	23.4%	23.8%
大腸がん	23.4%	22.7%	23. 2%	23.8%	24. 2%
乳がん	18.5%	22. 2%	31.1%	30.6%	31.6%
子宮がん	26.9%	30.5%	40. 2%	39.3%	39.0%

評価:目標達成に向け一層の取組が必要

がん検診は部位によって受診率の向上に差が出ています。がん受診率を向上させるには、幅広く啓発するとともに、利便性を向上させる必要があるため、市町村、県、医療保険者、検診機関等と連携し、がん検診と特定健康診査の同時実施等を促進していきます。引き続き、10月の「がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン月間」を中心に、がん検診の普及啓発のための街頭啓発活動等のイベントを開催するとともに、市町村、がん対策推進連携企業、鉄道会社におけるがん検診啓発ポスターの掲示等を実施し、受診率の向上へ向けて積極的な取組を進めていきます。

【目標23】

家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合を80%以上に向上

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
	ı	する人:72.0% (男:62.4%) (女:79.1%) 年齢別 20歳代 65.8% 65歳以上77.5%	_	する人:77.4% (男 66.7%) (女 85.5%) 年齢別 20歳代 75.2% 65歳以上80.0%

評価:概ね達成

家族や友人と一緒に楽しく食事をする人の割合について、平成25年度第2回県政世論調査及び平成27年度第2回県政世論調査結果によると、性別や年齢別では、女性の割合と65歳以上の割合については80.0%以上となりましたが、全体としては77.4%であり目標に達することができませんでした。女性の社会参加や共働き世帯の増加、核家族化の進行などにより、家族団らんの機会を確保することが難しくなっていますが、今後も毎月19日の「おうちでごはんの日」の啓発を進めるとともに、食に関心の低い方にも届く、効果的な啓発方法を検討していきます。

イ 心の健康の保持推進

【目標24】

(~平成24年度)

平成28年度までに年間自殺者数を1,000人以下とする

(平成25年度~)

自殺者を一人でも減らす

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
1,481人	1,332人	1,389人	1,290人	1,168人

評価:達成

自殺者は平成23年の1,481人に対し、平成27年は21.1%減の1,168人となりました。本 県は「あいち自殺対策総合計画」に基づき、関係機関及び関係団体等と連携しながら、継続 的に自殺対策を推進してきました。本県の自殺者数は減少傾向にありますが、依然として多 くの方が自ら命を絶たれているため、引き続き、自殺対策への取組を着実に進めていきます。

【目標25】

平成 26 年度までに子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の 割合を 70%とする

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
11.2%	16.2%	45.6%	47.8%	57.5%

評価:未達成

子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合について、ビジョン策定時の6.0%に比べ平成26年度は47.8%まで上昇しましたが、目標に達することはできませんでした。よって、平成26年度末に、「あいち子ども・若者育成計画2010」(平成22年3月策定)の終期である平成31年度までに目標としている70%を達成できるよう目標年度を見直しました。各市町村の子ども・若者をめぐる課題状況は多様で、地域資源や子ども・若者支援地域協議会の必要性に対する認識に差があることなどから、協議会の設置は容易ではないと考えられますが、引き続き、研修会やタウンミーティングの開催等により、未設置市町村への働きかけや設置に向けた取組を推進していきます。

ウ 健康危機管理対策

【目標26】

新型インフルエンザ対策行動計画の見直し及び計画に基づく対策の推進

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
「愛知県新型イ	「愛知県新型イン	愛知県新型イ	愛知県新型イ	新型インフル
ンフルエンザ対	フルエンザ等対策	ンフルエンザ	ンフルエンザ	エンザ等対策
策行動計画」の	本部条例」の制定及	等対策行動計	等対策マニュ	の推進
改定及び「愛知	び「愛知県庁業務継	画の策定	アルの策定	
県庁業務継続計	続計画(愛知県庁			
画」の改定	BCP)【新型インフル			
	エンザ対応編】」の			
	改定			

評価:達成

平成25年11月に愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、目標の新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行いました。また、当該計画に基づいて、医療関係従事者や保健所職員が使用する感染防護具や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、市町村職員等を対象とした研修会等を実施し、新型インフルエンザ等対策の推進を行いました。今後も引き続き、当該計画により新型インフルエンザ等対策を推進していきます。

(2) 必要な医療が受けられる社会へ

ア 医療従事者の確保

【目標27】

診療制限をしている病院の割合の減少

平成23年度 実績	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	実 績	実 績	実 績	実 績
22.0%	21.5%	21.8%	21.4%	22.4%

評価:未達成

診療制限をしている病院は、平成23年度は328病院中72病院(22.0%)に対し、平成27年度は322病院中72病院(22.4%)となり、5年間ではほぼ横ばいの状況となっています。 医師不足の解消は、対策の効果が現れるのに時間がかかるため、短期間で成果を出すことは 困難ですが、平成27年4月に県庁内に設置した「地域医療支援センター」を中心に、引き 続きドクターバンク事業や医師派遣を行う病院に対する支援、医学部における地域枠学生へ の修学資金の貸与などの医師確保対策を行っていきます。

イ 救急医療・災害医療体制の整備

【目標28】

救命救急センターを原則、2次医療圏に複数設置

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
設置病院数 複数設置 単数設置 未 設 置	18 病院 5 圏域 4 圏域 3 圏域	18 病院 5 圏域 4 圏域 3 圏域	20 病院 5 圏域 5 圏域 2 圏域	20 病院 5 圏域 5 圏域 2 圏域	22 病院 6 圏域 4 圏域 2 圏域

評価:未達成

救命救急センターについては、原則2次医療圏に複数設置するという目標に対し、6医療圏で複数設置しました。本県は救命救急センター設置数が東京に次いで2番目であり、大都市を抱える都道府県における人口比は全国一であるため、設置密度が高いという現状があります。今後は、平成25年3月に策定した「愛知県地域保健医療計画」に基づき、国が検討している3次救急のあり方を注視しつつ、各2次医療圏の医療資源や医療機関の状況を鑑み、救命救急センターの要件を満たす医療機関の指定をめざしていきます。

【目標29】

病院の診療時間外に外来を受診する患者数の減少、かつ休日夜間診療所の患者数の 増加

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
救急実施病院の 時間外患者数	919, 985 人	900,030 人	853,697 人	825, 144 人	調査予定
休日夜間診療所 患者数	205, 024 人	209, 106 人	206, 769 人	217, 153 人	調査予定

評価:未評価(今後調査予定)

救急実施病院の時間外患者数については、ビジョン策定時の932,871人に比べ107,727人減の825,144人となりました。休日夜間診療所の患者数については、ビジョン策定時の194,563人に比べ22,590人増の217,153人となりました。平成27年度実績については今後調査予定です。今後も引き続き、休日急病診療所や第2次救急医療施設の施設整備費用の一部を助成するとともに、適正受診を促す啓発活動を推進していきます。

ウ 安心して出産・子育てができる医療体制の確保・充実

【目標30】

総合周産期母子医療センターをH27 までに名古屋・尾張地区、三河地区に各 1 か所増

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
総数	3カ所	4か所	4か所	5カ所	6カ新
(名古屋・尾張地区)	2か所	3 か所	3か所	3か所	4カ新
(三河地区)	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

評価:達成

総合周産期母子医療センターについては、平成24年4月1日に名古屋大学医学部附属病院、平成26年4月1日には豊橋市民病院、平成27年4月1日には名古屋市立大学病院を総合周産期母子医療センターとして指定し、目標を達成することができました。今後は総合周産期母子医療センターの稼働状況を確認しつつ、さらなる指定が必要か検討していきます。

【目標③1】】

NICUを180~210 床程度へ増床

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
H24年4月1日 144床	H25年4月1日 147床	H26年4月1日 153床	H27年4月1日 159床	H28年4月1日 159床

評価:未達成

NICU(新生児集中治療管理室)は、平成24年から15床増え、159床となりました。 NICU施設・設備への補助制度はありますが、人員配置も必要となり、病院運営体制の充 実を図る必要もあることから、目標を達成することができませんでした。今後、国が周産期 医療体制整備指針を改定する予定であり、その指針に基づき、次期「愛知県周産期医療体制 整備計画」を策定予定であるため、国からの情報に注視しつつ、次期計画の新たな目標値に ついて検討していきます。

エ がん医療体制の充実

【目標32】

平成29年度までにがんによる年齢調整死亡率(75歳未満・人口10万対)が男性95.6、 女性52.6まで低下する

平成23年度 実 績	平成 24 年度 実 績	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績	平成 27 年度 実 績
H21	H22	H23	H24	H25
男性 103.7	男性 107.1	男性 104.3	男性 102.7	男性 100.2
女性61.0	女性 61.3	女性 59.5	女性60.4	女性 58.7

評価:目標達成に向けて順調に推移

がんの調整死亡率は目標年度が平成29年度ではありますが、ビジョン策定時の男性111.1、女性61.5 (H20) に比べ、男性100.2、女性58.7 (H25) と長期的には減少傾向にあります。 今後も啓発による予防や検診による早期発見、がん治療を切れ目なく安心して受けられる体制の整備を推進するとともに、がん診療連携拠点病院や市町村等と連携しながら取組を進め、がん死亡率の減少をめざしていきます。

オ 今後必要な医療の推進

【目標33】

保健・医療・福祉の連携による在宅医療のモデルを構築し、普及・啓発

平成23年度	平成24年度 平成25年度		平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
地域における医	地域における医	調査研究の成果	多職種協働によ	提言に基づく多
療資源及び医療	療資源及び医療	を発表するシン	る在宅医療支援	職種連携の推進
ニーズ等につい	ニーズ等につい	ポジウムの開催	体制の構築	
ての調査研究の	ての調査研究の	や提言の提出		
実施	実施			

評価:達成

平成22年度から平成25年度で、県医師会、県歯科医師会、薬剤師会への委託により、地域における医療資源及び医療ニーズ等の調査研究を行い、地域医療連携について提言を得ました。

また、平成26年1月から平成27年3月までで県内12か所で実施した在宅医療連携拠点推進事業の成果等を踏まえ、県内全域において在宅医療の充実・強化を図るため、すべての郡市区医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療提供体制の整備を推進しました。今後も県内全域で在宅医療提供体制を推進するとともに、在宅医療サポートセンターの充実・強化を図り、市町村が主体となる地域包括ケアシステムを支援していきます。

3. 地域

健康福祉の地域力が充実した社会へ

ア 新しい支え合いの推進

【目標34】

地域におけるネットワークの構築に向けての仕組みづくりの検討

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
知多地域におい	県内5地域でモ	地域包括ケアシ	提言に基づき、	提言に基づき、
てモデル事業実	デル事業実施	ステム構築に向	県内9か所でモ	県内6か所でモ
施		けた提言の提出	デル事業実施	デル事業実施

評価:達成

平成25年度にあいちの地域包括ケアを考える懇談会にて「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」がとりまとめられ、平成26年度から9か所(うち3か所は1年で終了)で地域包括ケアモデル事業を実施し、関係機関のネットワーク化や予防・生活支援の取組の成果や課題など取組状況の報告会を開催し、他の市町村等へ普及啓発することができました。今後も、モデル事業を推進していくとともに、その取組状況を広く市町村等に情報提供していきます。

【目標35】

全市町村において市町村地域福祉計画を策定

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
30 市町村	31 市町村	32 市町村	37 市町村	38 市町村

評価:未達成

市町村地域福祉計画について、ビジョン策定時に計画を策定していた自治体は22 市町村でしたが、5 年間で16 市町村が新たに計画を策定しました。新たに計画を策定した市町村が少なかった原因として、計画策定に係る人材、財源の確保が困難なことや他の行政計画で対応する予定があるなど考えられます。未策定の市町村は策定に関するノウハウを求めていることが多いことから、引き続き、市町村職員等を対象とした計画策定推進会議を開催し、策定済の市町村の先進事例に関する情報を提供するなど、未策定の市町村に対して積極的な働きかけを行っていきます。

イ 環境づくりの推進

【目標36】

(~平成23年度)

高齢者居住安定確保計画の策定(H23)及び計画に基づく具体的施策の実施 (平成24年度~)

バリアフリー化された住戸に緊急通報等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅 を平成32年度までに約11,000戸供給する

平成23年度	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
高齢者居住安定確保計画の策定	3, 018 戸	1,927戸	1,368戸	808 戸
	一	累計4,945戸	累計6,313戸	累計 7, 121 戸

評価:目標達成に向けて順調に推移

バリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅について、平成24年度の3,018戸に比べ、4,103戸増の7,121戸が供給されました。 平成28年度以降、これまでと同等のペースで整備・供給が進めば、目標年次の平成32年度には目標達成となる見込みです。今後も引き続き、計画の基本方針に基づき、サービス付き高齢者向け住宅やシルバーハウジング等の供給を促進していきます。

【目標37】

平成32年度までに「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合した施設数の累計を37,000施設とする

平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績	実 績	実 績	実 績	実 績
27, 769 施設	28,888 施設	29,918 施設	30,940 施設	32,042 施設

評価:目標達成に向けて順調に推移

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合した施設数について、平成24年度の28,888施設に比べ、3,154施設増の32,042施設となりました。平成28年度以降、これまでと同等のペースで条例に適合した施設が増加すれば、目標年次の平成32年度には目標達成となる見込みです。今後も、事業者等に対する届出義務の周知徹底等の指導強化により、条例適合施設の増加を図っていきます。

ウ ソーシャル・インクルージョンの推進

【目標38】

平成24年度までに多文化ソーシャルワーカーを100人程度養成

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
	養成講座修了者	多文化ソーシャ	多文化ソーシャ	多文化ソーシャ
	を多文化共生セ	ルワーカーによ	ルワーカーによ	ルワーカーによ
108 人	ンターに多文化	る個別支援の実	る個別支援の実	る個別支援の実
	ソーシャルワー	施	施	施
	カーとして配置			

評価:達成

多文化ソーシャルワーカーは、平成23年度までに108人養成しました。

目標達成後は多文化ソーシャルワーカーのさらなる活用のため、養成講座修了者を公益財団法人愛知県国際交流協会内の多文化共生センターに配置し、外国人に対する個別支援を実施しました。今後は市町村等と連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制とするとともに、研修等を実施し、一層のスキルアップを図っていきます。



Ⅱ. 特 集

健康福祉社会を支える人材の育成・確保

我が国では高齢化が急速に進んでおり、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年には高齢化率が30%、75歳以上の人口の割合が18%に達すると推計されています。

本県においても、75歳以上人口は、平成26年の77万人が平成37年には約1.5倍の117万人になると推計されており、今後、急速に高齢化が進んでいくものと見込まれています。

<人口の将来推計>

(単位:万人)

		0~14歳	15~64歳	65歳以上		計	65歳以上の	割合 (%)
		0~14成	15~64成		うち75歳以上	詽		うち75歳以上
全	平成26年	1,623	7, 785	3, 300	1, 592	12, 708	26.0	12. 5
国	平成37年	1, 324	7, 085	3, 657	2, 179	12,066	30.3	18. 1
爱 知	平成26年	104	463	171	77	744	23. 2	10. 4
県	平成37年	90	450	194	117	735	26. 4	15. 9

資料 H26:「人口推計(平成26年10月1日現在)」(総務省統計局)、「あいちの人口(平成26年10月1日現在)」 (愛知県県民生活部) 計には年齢不詳を含むため、年齢区分の合計とは一致しない。

H32:全国「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)、愛知県「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

高齢者が増加することに伴い、医療や介護が必要な高齢者も今後増加することが見込まれ、これまで以上に医療・介護人材の確保が必要になります。

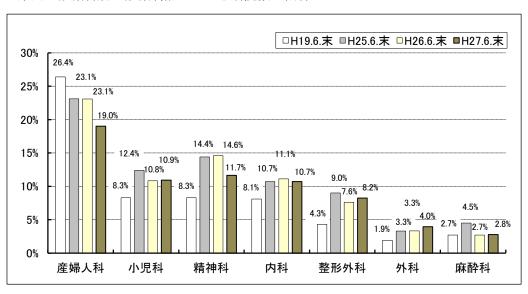
一方、少子高齢化の進展により、労働力人口は減り続けており、様々な業種が人手不足に陥っている中で、医療・介護分野における人材確保を図ることは、喫緊の課題であり、勤務環境や処遇改善などの取組を進めていく必要があります。

また、保育所に入れない待機児童の解消や地域ニーズに応じた多様な保育サービスの 充実を進めていくうえで、保育士の確保対策も重要な課題です。

1. 医師確保対策

県内の医師不足の状況は、病院勤務医を中心に依然として続いており、特に都市部 とへき地等の間の地域的な偏在や、特定の診療科で医師不足が生じる診療科間の偏在 などが課題となっています。

<県内の診療科別の診療制限している病院数の割合>



資料 「医師不足の影響に関する調査(平成27年6月末現在)(愛知県健康福祉部)

(1)地域医療支援センター

県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に 医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより、医師の地域偏在を解消する ことを目的に、平成27年4月、健康福祉部保健医療局に「地域医療支援センター」 を設置しました。

「地域医療支援センター」では、専任医師を配置するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医療法に規定する5つの事務(地域医療支援事務)を 実施しています。

- ① 医療の確保に関する調査・分析
- ② 医師の確保に関する相談・支援
- ③ 就業に関する相談・支援
- ④ 能力の開発向上に関する相談・支援
- ⑤ その他の支援

(2) 医師派遣推進事業

医師不足地域における医師の確保を図るため、医師派遣を行う医療機関が、医師を派遣することにより生じる逸失利益に対して助成しています。平成27年度は、8病院から8病院に対して、医師が派遣されました。

<平成27年度実績>

派遣元	派遣先	診療科
		呼吸器内科
名古屋第一赤十字病院	あま市民病院	産婦人科
		小児科
	東栄病院	内科
名古屋第二赤十字病院	東栄病院	内科
一宮市立市民病院	稲沢市民病院	小児科
厚生連稲沢厚生病院	津島市民病院	精神科
半田市立半田病院	常滑市民病院	整形外科
トヨタ記念病院	厚生連足助病院	神経内科
豊川市民病院	蒲郡市民病院	乳腺内分泌外科
豊橋市民病院	厚生連渥美病院	小児科

(3) 地域枠制度

卒業後に特定の地域で従事することを条件として修学資金を貸与する仕組み (地域枠)を活用した医学部入学定員の増員を行っています。

平成21年度の名古屋大学及び名古屋市立大学での設置を皮切りに、平28年度時点で県内4大学において計32名の枠が設けられています。

<地域枠制度の概要>

1 対象者

各大学への地域枠入学者(県はその者へ修学資金を貸与)

2 修学資金貸与額

入学年次 年額 2,100,000 円

その他年次 年額 1,800,000 円 (在学6年間貸与総額 11,100,000 円) [その他、産科・小児科を志望する5、6年生に対する年額600,000 円の加算金あり]

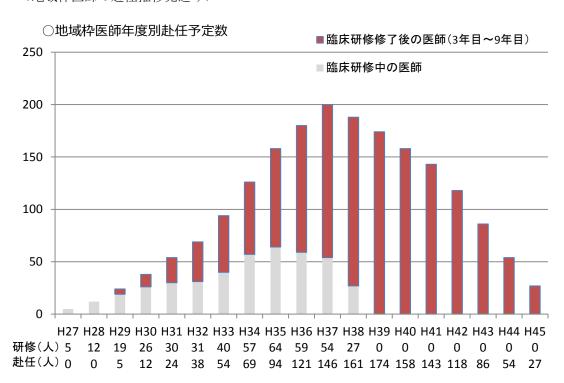
3 返還免除要件

県知事の指定する、医師の確保が困難な地域の公的医療機関等において、貸与期間の1.5倍の期間(9年間: 県内での臨床研修2年間と専門医(後期)研修期間のうち2年間を含む)、診療業務に従事すること。

<平成28年4月1日時点における地域枠医師(学生)の状況>

入学年度	人数計	名大	名市大	愛知医大	藤田保大
平成 21 年度	5人	3人	2人	_	_
22 年度	9人	4人	5人	_	_
23 年度	10人	5人	5人	_	_
24 年度	15人	5人	5人	5人	_
25 年度	15人	5人	5人	5人	_
26 年度	15人	5人	5人	5人	_
27 年度	25人	5人	7人	8人	5人
28 年度	32人	5人	7人	10人	10人
計	126人	37人	41人	33人	15人

<地域枠医師の赴任推移見込み>



(条件:臨床研修修了後、専門医(後期)研修を経ず、地域へ赴任すると仮定)

(4) 女性医師等就労支援関係事業

女性医師等が安心して業務に従事することができるよう、就労環境の整備を進めています。

具体的には、一度現場から離れた女性医師の復職を促進するため、復職トレーニングを実施する大学病院等への助成や、出産や育児を控える女性医師が多く在籍する臨床研修指定病院において、育児中の女性医師が短時間勤務制度や宿日直免除等を利用するにあたり必要な代替医師の人件費の助成などに取り組んでいます。

(5) へき地医療対策

へき地における地域住民の医療の確保を行うため、医務国保課地域医療支援室に、へき地医療支援機構を設置し、無医地区に対する巡回診療やへき地診療所への代診医派遣の調整を行うとともに、へき地医療拠点病院が行う巡回診療に要する経費やへき地診療所の運営費を助成しています。

また、自治医科大学卒業生を県内のへき地医療機関に派遣しています。卒業生は、医師として義務年限の9年間、知事が指定する公立病院等において、研修及びへき地医療等に従事しています。

平成 28 年度以降の取組

引き続き「地域医療支援センター」を中心に、医師派遣事業や地域枠を活用した医師確保対策、女性医師の離職防止・復職支援対策、へき地医療対策などの取組を進め、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を図ります。

さらに、医師、看護師など医療従事者の勤務環境の改善に関する相談対応や必要な情報の提供などを行うため、平成28年2月、「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置しました。

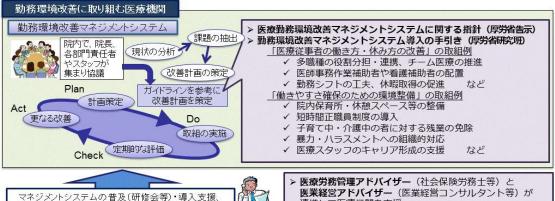
「愛知県医療勤務環境改善支援センター」では、個々の医療機関からの勤務環境に関する現状の分析や現在の取組の評価などに関する相談に対し、医業経営の専門知識を有するアドバイザーを配置し、電話や面談において必要な助言を行うとともに、必要に応じて、医療機関に対してアドバイザーを派遣します。

あわせて、多くの医療機関において、勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進さ れるよう、勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」に関する 研修会を開催する等、必要な情報提供を行います。

医療従事者の勤務環境改善の促進

医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づき、

- > 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み(勤務環境改善マネジ メントシステム)を創設。医療機関の自主的な取組を支援するガイドラインを国で策定。
- > 医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制 (医療勤務環境改善支援センター) を各都道府県で 整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。
- ➡ 医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組(現状分析、改善計画の策定等)を促進。



勤務環境改善に関する相談対応、情報提供等

都道府県 医療勤務環境改善支援センタ

連携して医療機関を支援

センターの運営協議会等を通じ、地域の関係機関・団体 (都道府県、都道府県労働局、医師会、歯科医師会、 薬剤師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、 経営コンサルタント協会等)が連携して医療機関を支援

(資料:厚生労働省HP)



研修会開催風景

2. 看護師確保対策

今後の高齢化の進展や医療の高度化などに伴い、看護師のニーズはますます高くなることが見込まれ、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、看護職員が約196~206万人必要と推計されています。

看護師は9割以上が女性であり、その退職理由は出産・育児が最も多く、厚生労働省の調査では、全国で約71万人の潜在看護師がいると推計されています。今後の医療・介護ニーズの増大と労働力人口の減少を考えると、看護師の養成とともに、離職防止対策と離職中の看護師等の復職支援が重要な課題となっています。

(1) 愛知県ナースセンター

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、公益社団法人愛知県看護協会に委託して「愛知県ナースセンター」を設置し、看護師等就業促進事業や看護に関する啓発活動、訪問看護支援事業などを実施しています。

<愛知県ナースセンターの概要>

設置者 公益社団法人愛知県看護協会

- ◆ 愛知県ナースセンター (昭和区円上町 26 番 15 号 愛知県高辻センター1 階)
 - ·開設:平成5年4月 ·職員数:7名
- ◆ 名駅支所 (中村区名駅 4 丁目 4-38 ウインクあいち 17 階)
 - ·開設:平成27年7月 ·職員数:3名
- ◆ 豊橋支所 (豊橋市駅前大通2丁目33番地の1 開発ビル4階)
 - ·開設:平成15年5月 ·職員数:2名

愛知県ナースセンターでは、就職先を探している看護師と、看護師を雇用した いと考えている施設に登録していただき、無料で職業紹介をしています。

ナースセンターを経由して就職する人の数は、例年 700 人前後で推移していますが、求人登録を行っている医療機関の期待には十分応えられていない状況です。

そこで、求職者の利用促進を図るため、平成27年7月に、交通至便で求職者が利用しやすい名古屋駅前のウィンクあいちに名駅支所を開設しました。

名駅支所開設の効果もあり、平成27年度の就職者数は853人で、最近の5年間では最大となりました。

<ナースセンターを利用した就職者数>

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
就職者数	678 人	774 人	748 人	682 人	853 人

ナースセンター名駅支所における相談の様子



また、愛知県ナースセンターでは、平成25年度からハローワークと連携して、 巡回相談を実施しています。

巡回相談は、あいちマザーズハローワーク始め7カ所のハローワークで開設し、 ブランクがある方への復職相談や、看護職の方の求人・求職情報に関する相談等 を行いました。

<平成27年度の巡回相談の実績>

ハローワーク名	巡回回数	来所者	登録者	就職者
マザーズ	月2回	55人	46人	31人
豊橋	豊 橋 月1回 27人		26人	14人
一 宮	月1回	26人	24人	15人
岡崎	月1回	35人	3 3 人	21人
春日井	春日井 月1回		3 4 人	19人
豊田 月1回		23人	20人	5人
半 田 月1回		18人	16人	4人

(2) 愛知県看護研修センター

看護職員の継続教育を推進する拠点として、県立総合看護専門学校内に愛知県 看護研修センターを設置し、看護教員等指導者の養成や新人看護職員合同研修、 看護職カムバック研修などの事業を実施しています。

看護職カムバック研修は、ブランクがあって復職に不安がある方のための復職 支援として、基本的な技術から最新の医療情報など、職場復帰に必要な技術や知 識を習得していただくことを目的とするものです。

平成 15 年度の事業開始から平成 27 年度までの 13 年間で、1,710 人の方が受講され、このうち 868 人の方が職場復帰を果たしました。

<看護職カムバック研修の受講人数と就業者数>

年度	参加者数(人)	就業者数(人)
15年度	103	5 4
16年度	1 2 5	5 8
17年度	1 0 6	5 1
18年度	1 3 4	7 3
19年度	1 3 4	6 3
20年度	1 1 8	4 9
2 1 年度	1 3 1	6 2
2 2 年度	1 0 4	5 2
23年度	8 8	3 8
2 4 年度	1 2 7	6 8
25年度	1 4 2	8 4
26年度	1 9 6	1 0 1
27年度	2 0 2	1 1 5
合計	1, 710	868

「もう一度、看護職の資格を生かして働きたい」という方を応援します!

看護職カムバック研修

平成 28 年度 受講者募集

年2回(7月・10月)開催

●【5日間集中コース】本コースのみ 託児 (無料) あります

400	AM 講義「最近の医療と看護」「感染管理」				
188	PM 看護技術演習 (胃瘻の管理、新しい移動の技術等)				
288	看護技術演習(注射、採血、心肺蘇生法、一時的吸引等)				
3・4日目	病院実習、介護老人保健施設実習、訪問看護ステーション実習				
588	講義「最近の医療安全対策」「看護倫理」「看護に必要な薬物の知識」				

●【講義選択コース】

Aコース	「最近の医療と看護」「感染管理」 (※「5日間集中コース」の1日目の講義)
Bコース	「最近の医療安全対策」「看護倫理」「看護に必要な薬物の知識」 (※「5日間集中コース」の5日目の講義)

参加費無料

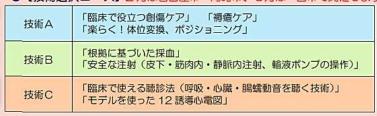


最新の看護技術につい て情報を集めることがで きました。実技も自信が つくまで何度も練習する ことができました

育児が終わって、復帰 を考えると不安になりま すが、一緒に受講した皆 さんの頑張る姿に、勇気 をもらいました

月2~3回(5・6・9・11・1・2・3月) 開催

●【技術選択コース】2月は名古屋市・岡崎市、3月は一宮市で開催します





【申込書の入手方法】

①本校(愛知県立総合看護専門学校)Webページ「看護研修センター (現在、募集中の研修)」欄からダウンロードする。

http://www.pref.aichi.jp/imukokuho/sogo-kango/

②看護研修センターに電話し、FAXで申込書を入手する。

【申込方法】

- ①申込書類を郵送又はFAXする。
- ②Webページ申込フォームから申込む。
- ③電話で直接申込む。
- ※「5日間集中コース」は①の郵送又はFAXでの申込みでお願いします。

【申込先】

愛知県看護研修センター

〒466-0826 名古屋市昭和区滝川町36番地(愛知県立総合看護専門学校内)

電話 052-832-8607 平日9時~17時 FAX 052-832-8627 (土・日・祝日はお休みです)

(看護職カムバック研修QRコード)

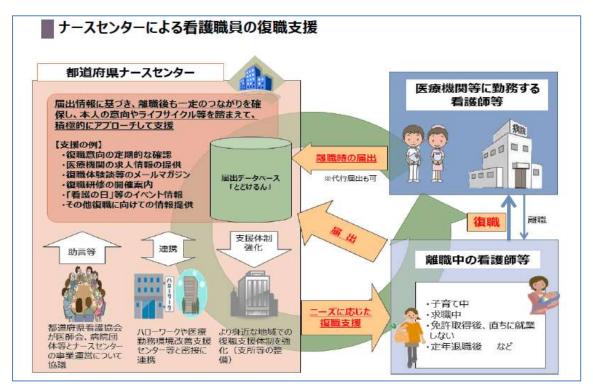
平成 28 年度以降の取組

看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正され、看護師などの免許を持ちながら、仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などの情報をナースセンターへ届け出る制度が、平成27年10月から努力義務化されました。

届出制度では、ナースセンターが離職中の看護師等の方とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて、復職に向けた研修、無料の職業紹介、相談員によるアドバイスや情報提供等の支援を行います。

愛知県ナースセンターでは、平成28年度から、離職中の看護職を対象に看護職員 復職支援交流会を開催することとしています。

また、より身近な地域で相談ができるようナースセンター職員が出張巡回相談を実施することとします。



(資料:厚生労働省HP)

3. 介護人材確保対策

国が平成27年6月に公表した介護人材需給推計によりますと、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、全国で約253万人の介護人材が必要と推計され、本県においても、平成37年に介護人材が約2万4千人不足すると見込まれています。

<本県の介護人材推計結果>

(単位:人)

区分	需要推計	供給推計	需要と供給の差	
平成25 (2013) 年	81, 136	81, 136	0	
平成29 (2017) 年	101, 763	92, 301	9, 462	
平成32 (2020) 年	113, 040	98, 817	14, 223	
平成37 (2025) 年	131, 852	107, 461	24, 391	

資料 平成27年6月厚生労働省公表介護人材需給推計(確定値)

また、有効求人倍率につきましては、社会情勢が大きく影響しますが、本県においては全国に比べ全産業、介護人材ともに高く推移しています。本県の平成27年度の介護人材の有効求人倍率は4.24倍で、全産業の有効求人倍率である1.56倍の2.5倍を超える高い水準となっています。

<有効求人倍率の推移>

(単位:倍)

区分	全產	産業	介護人材		
上	愛知県	全国	愛知県	全国	
平成27(2015)年度	1.56	1.23	4. 24	2.68	
平成26(2014)年度	1.53	1.11	3. 92	2.31	
平成25(2013)年度	1.39	0.97	3.51	1.91	

資料「職業安定業務統計」(厚生労働省)、「最近の雇用情勢」(愛知労働局職業安定課) 介護人材のうち、愛知県の数値は「最近の雇用情勢」における「うち介護関連小計」より抜粋。 全国の数値は「職業安定業務統計」における「介護関係職種」より抜粋。

今後の急速な高齢化に伴う介護ニーズの増加に加え、産業の盛んな本県では、企業の求人活動も活発なことから、将来の介護人材の確保は楽観できない状況です。介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実に努めるとともに、介護を担う人材確保に取組んでいく必要があります。

こうした状況の中、本県では、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を受けて設置した「地域医療介護総合確保基金」を活用して、平成27年度から介護人材の確保に関する事業を実施しています。

介護人材の確保に関する事業については、①介護職の魅力発信による多様な人材の「参入促進」、②介護職員の専門性や社会的評価向上のための人材の「資質の向上」、③職場環境の改善や職員の処遇改善により離職を防止する「労働環境・処遇改善」の3つを重点施策として取組を進めています。

平成27年度においては、市町村、介護関係団体、介護福祉士会や医師会などの職能 団体など、多方面からの御意見を基に事業計画を策定し、必要となる事業費を平成27 年度9月補正予算に計上の上、市町村や関係団体との連携のもと事業を実施しました。

また、基金の活用を始め、介護人材確保対策の効果的な実施方法等を検討するために、 平成27年11月に関係機関・団体等を構成員とする「介護人材確保対策連携推進協議会」 を設置し、協議会における検討内容を踏まえて関係機関・団体との連携・協働を推進し ています。

<介護人材確保対策連携推進協議会の概要>

目的:従来の介護人材確保対策に加え、平成 27 年度から実施する「地域医療介護総合確保基金」等を活用した各種の介護人材確保対策事業の推進と、その実施にあたり県と関係機関・団体との連携を強化し、一層効果的な取組を進める。

構成員:愛知県老人福祉施設協議会、(一社)愛知県老人保健施設協会、(一社)愛知県認知症グループホーム連絡協議会、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会、(一社)愛知県介護福祉士会、(社福)愛知県社会福祉協議会福祉人材センター、愛知県介護福祉士養成施設協議会、(公財)介護労働安定センター愛知支部、愛知労働局職業安定部職業安定課、愛知県教育委員会高等学校教育課、愛知県産業労働部労政局産業人材育成課、愛知県健康福祉部高齢福祉課、愛知県健康福祉部地域福祉課

協議内容:構成員における取組状況の共有、基金を活用して実施する介護人材確保際策 事業の検討 等

地域医療介護総合確保基金を活用した 介護従事者の確保対策 (平成 27 年度の主な実施分)

○ 介護従事者の確保対策を推進するため、県計画を策定し、「参入促進」・「資 質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を実施

参入促進

○地域住民や学校の 生徒に対する介護や 介護の仕事の理解促 進

〇若者・女性・高齢者 など多様な世代を対 象とした介護の職場 体験

- ○新規就業者への合 同就職面接会、マッチ ング強化、フォローア ップ支援・相談
- ○認知症ボランティ アの養成

等

資質の向上

- ○介護人材キャリアアップ 研修支援
- ・経験年数3~5年程度の中堅職 員に対する研修
- ・喀痰吸引等研修(介護職員及び その指導者)
- 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講**
- ・介護支援専門員・サービス提供 青仟者 等に対する研修
- ○各種研修に代替要員の確 保
- ○認知症ケアに携わる人材 育成のための研修
- ○地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
- 生活支援コーディネーターの養 成のための研修
- ○認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

労働環境・ 処遇の改善

- ○管理者等に対する 雇用改善方策の普及
- 管理者に対する雇用改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
- ・介護サービスの質の向 上に向けて様々な先進 事例に取り組む事業所 のコンテスト・表彰を 実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援

等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、県に協議会を設置

等

介護人材育成等に取り組む事業所に対する認証評価制度の運営

基 盤 整 備

※ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習:キャリア段位制度とは、新しい職業能力を評価する仕組みで、共通のものさしをつくり、これに基づいて人材育成をめざそうとする制度。介護の職業能力の評価は、事業所内で介護職員の介護技術の実践的スキルを評価者(アセッサー)が実施するが、この評価者(アセッサー)となるための講習のこと。

(1)参入促進

福祉・介護分野は、労働条件や給与水準等について一面的なマイナスイメージがあり、仕事の社会的な意義や魅力が正しく理解されておらず、人材参入の阻害要因になっている傾向があります。高校生や介護福祉士などの資格取得見込者を対象に、実際の福祉の現場を見学する機会を提供して、福祉・介護の仕事に関心を持ってもらう施設見学事業を実施し、平成27年度には14施設(11法人)で見学会を開催し、154人が参加しています。

求職と求人のミスマッチや一旦就職しても離職してしまう場合があります。雇用のミスマッチを防ぐため、福祉職への就職を希望する人や潜在的有資格者、学生等を対象に、実際に就職先候補としている分野等で職場体験する機会を提供しています。平成27年度には23か所で30人が参加しています。

また、福祉人材センターに委託して実施している福祉の就職総合フェアを名古屋と 豊橋で開催し、就職希望者と介護事業者とのマッチングの機会を設けています。

<福祉の就職総合フェアの実施状況(平成27年度)>

日付	会場 ブース数		求人数	求職者数	
6月7日	吹上ホール	180	2, 643	360	
6月21日	豊橋名豊ビル	54	805	146	
3月21日	愛知県体育館	180	2, 360	386	



福祉の就職総合フェア の様子

さらに、福祉人材センターに配置した専門の相談員が県内のハローワークや福祉・介護事業所を巡回し、求職者だけでなく、経営者や人事担当者等との面接・相談を通じて就職を希望する求職登録者と人手不足で悩む求人事業所を繋ぐとともに、就職した人を対象に相談員が就職先を訪問し、必要に応じて相談業務を行う等、マッチング強化及び離職防止に取り組んでいます。

その他、市町村や介護福祉士養成施設などが実施する介護や介護の仕事に対する理解 促進を目的としたセミナー、講習会、イベント等に助成することにより、介護職の魅力 の周知・普及を図っています。

(2) 資質の向上

介護人材の量的確保を進める一方、高度化・複雑化する介護ニーズに対応するには、 介護人材の質的確保を合わせて進めていく必要があります。

福祉・介護サービス従事者が、自らのキャリアアップの道筋を描き、それぞれのキャリアパスの段階に応じて求められる能力を段階的・体系的に習得するためのキャリアパス対応生涯研修課程事業を始め、介護人材の資格取得のための研修費用への助成を行い、介護人材のキャリアアップ支援に取り組んでいます。

<キャリアパス対応生涯研修課程の実施状況>

実施主体:愛知県社会福祉協議会へ委託

日 時: 平成 27 年 11 月 12 日·13 日 場 所: 愛知県社会福祉会館

対象者:社会福祉分野の事業所職員(初任者) 参加人数:126名

内 容:サービスの担い手、チームの一員としての基本の習得、福祉職員としての

キャリアパスの方向性の示唆等



キャリアパス対応生涯研修課程(初任者職員)の様子

介護職員が医療行為である喀痰吸引等の行為を行うためには、登録研修機関等が実施する喀痰吸引等研修の受講が必要です。県では、喀痰吸引等研修の講師や実地指導者を養成する指導者養成講習を年3回行っています。今後も喀痰吸引等研修が円滑に実施できるよう、指導者養成講習を継続して実施していきます。

< たんの吸引等指導者養成講習の実施状況(平成27年度) > 第1号、第2号研修(不特定多数の者を対象とする研修)の指導者向け講習 2回 第3号研修(特定の者を対象とする研修)の指導者向け講習 1回



たんの吸引等指導者養成講習の様子

その他、市町村や介護人材の養成に関係する団体が行う、介護人材の資質向上を目的 とした事業の実施に要する経費への助成や、介護事業所の職員が技術等の向上を図る資 格を取得するために必要な講習の受講料の助成などを行っています。

なお、認知症ケアに携わる人材育成のための研修や、地域包括ケアシステムの構築に 資する人材の育成に関することについては、後述の「4.地域包括ケアシステムを支え る人材の育成・確保対策」で記載しています。

(3) 労働環境・処遇改善

職員の労働環境の改善や処遇の向上を図っていくことは、介護従事者の「やる気」や「やりがい」を高め、離職を防止し、優れた人材を確保していくために重要な取組です。

このため、県では、事業所自ら人材育成等の取組を促進するとともに、職場環境の優れた事業所を広く紹介するため、平成27年度から介護事業所人材育成認証評価事業を実施し、職場環境の改善や人材育成に向けた取組が優良な事業所を県が認証する取組を始めています。

平成28年3月には、本県で初めてとなる102事業所に対し認定証を交付し、働きやすい職場づくりを推進しています。



認定証の交付の様子

また、県内の介護事業所の管理者等を対象に、雇用改善のための労働関係法規や休暇・休職制度等の理解のための説明会を開催し、働きやすい職場環境への支援を行っています。

<職場環境改善啓発事業の実施状況(平成27年度)>

実施主体:愛知県社会福祉協議会へ委託 開催回数:3回

講師:社会保険労務士、企業コンサルタント

対象者:県内の介護事業所の管理者等参加人数:142名

内 容:労働法規の基本的な理解等



職場環境改善啓発 事業の様子

その他、介護施設に従事する職員の離職防止及び再就業の促進を図ることを目的に、 子育て中の介護職員のための介護施設内保育所の設置促進に取り組んでいます。平成 27年度には、23施設の施設内保育所の運営費に対し助成を行い、勤務環境の改善に 向けた取り組みを行っています。

平成 28 年度以降の取組

今後の介護ニーズの増大を踏まえ、平成27年3月に策定した「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」においても、人材確保対策を重点施策と位置づけて取組を進めています。

平成27年度以降、従来の取組に加え、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護の仕事の魅力発信や認知症への対応力向上研修など、取組を強化しています。平成28年度においても、引き続き「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇改善」を三本の柱として、市町村及び介護関係団体等と力を合わせて着実に介護人材確保対策を進めていきます。

なお、平成28年度からは、高年齢者の新規参入促進や潜在介護人材の発掘など、 新たな視点での取り組みも進めていきます。 具体的には、介護以外の分野の定年退職者の再就職について熱心な企業が実施する 定年退職者向けセミナー等に出向き、介護業務や介護周辺業務(室内外の清掃、洗濯 物の処理、食事の配膳等)の仕事の魅力を伝えることにより、退職後の仕事の一つと して介護分野の仕事に関心を持ってもらうことにより、介護分野への人材の参入促進 を図っていきます。

また、従来、愛知県社会福祉協議会(福祉人材センター)で実施してきた介護福祉士等修学資金貸付事業に、平成28年度から離職した介護職員が再就職する際に必要となる準備金や、介護福祉士実務者研修への受講費用などを貸付メニューに追加し、離職者など様々な人材の介護分野への参入促進を進めていきます。

4. 地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保対策

医療や介護が必要な高齢者が増加するとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加も見込まれており、地域における在宅医療や介護サービスの提供体制の構築とその連携がますます重要となります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められており、それを支える人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

医師、看護師、介護職などの公的なサービスを担う専門職とともに、地域住民やN P O など、高齢者の地域生活を支援する人材の育成も重要です。

また、高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれており、地域で支える仕組みづくりについても推進していく必要があります。

(1) 在宅医療を担う人材の確保

在宅患者が自宅で質の高い医療サービスを安心して受けられるためには、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどの在宅医療を担う施設を、地域の需要や実態に応じて確保する必要があります。

本県では、公益社団法人愛知県医師会に補助金を交付し、県内 42 のすべての郡 市区医師会を単位として、地域の在宅医療体制の構築を支援する「在宅医療サポートセンター」を設置しています。

在宅医療サポートセンターでは、新たに在宅医療に参入する医師向けの研修を 実施するとともに、24 時間体制で在宅医療を担う体制づくりをめざし、医師のグ ループ化による主治医、副主治医制の導入などの取組を実施するなど、在宅医療 に携わる医師の増加対策に取り組んでいます。

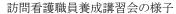
愛知県ナースセンターでは、在宅医療の重要な担い手である訪問看護師を育成するため、訪問看護に従事又は従事予定の看護師を対象に、訪問看護職員養成講習会を実施しています。

訪問看護職員養成講習会では、訪問看護に必要な専門知識の習得とともに、訪問看護ステーションや老人保健施設等への実習を行っています。

<訪問看護職員養成講習会受講者数>

年度	22 年度 23 年度		24 年度 25 年度		25 年度 26 年度	
受講者数	25 (20) 人	26 (27) 人	22 (24) 人	23 (25) 人	23 (28) 人	28 (29) 人

※カッコ内は e ラーニング受講者数





地域包括ケアシステムの構築には、地域における医療・介護関係者が連携して、 包括的かつ継続的なサービスを提供することが重要です。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、介護支援専門員などの多職種の連携にあたっては、関係者がICT(情報通信技術)を活用して患者情報をリアルタイムで共有する仕組みが有効です。

県では、市町村が実施するICTを活用した情報共有システムの整備費に助成することで、多職種による在宅医療・介護連携の取組を支援しています。

(2) 生活支援サービスを担う人材の確保

今後、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、日常生活に支援を必要とする高齢者も増加することが見込まれます。そうした中で、高齢者が地域で安心して暮らすためには、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業などの様々な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する仕組みが必要です。

平成 26 年の介護保険法の改正により、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や地域に不足するサービスの開発、関係者のネットワーク化などを担う生活支援コーディネーターを全ての市町村に配置することになりました。

県では、平成27年度から生活支援コーディネーターの養成研修を実施しています。

<平成27年度生活支援コーディネーター養成研修>

◇第1回 ○日 時 平成27年9月10日~11日

○場 所 岡崎市勤労文化センター

○参加者 63 人

◇第2回 ○日 時 平成27年9月28日~29日

○場 所 ウィルあいち

○参加者 94 人

◇内 容 ○生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割

○高齢者に係る地域アセスメントの手法について

○サービス開発の方法

○生活支援コーディネーターが行うべきアセスメントと支援の視点

(3) 認知症の人の生活を支える人材の確保

高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加が見込まれており、地域で支える 仕組みづくりを進めていく必要があります。

全ての人が認知症について正しい知識と理解を深めるため、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成に努めています。

また、認知症サポーターなどの住民に対し、地域のボランティア活動を実践するために必要な認知症高齢者等への効果的な支援の方法を学ぶための認知症支援

ボランティア養成研修を実施するとともに、認知症の人への対応力向上のための マニュアルを作成しております。

<平成27年度認知症支援ボランティア養成研修>

区分	参加者等	内 容
ボランティア	617 名	3回にわたり研修を実施し、認知症の人とともに地域
研修		社会を創っていく大切さを学習
		・第1回 認知症についての基礎知識
		・第2回 認知症の人へのボランティア支援
		・第3回 実体験を踏まえた今後の取組
実習体験	85 名	支援活動を行っている NPO 等の現場において、ボラ
		ンティアの関わりを学習し、利用者との交流による
		実習体験
対応力向上の	1050 部	認知症の人の想定される行動やどんな手助けが必要
ためのマニュ		かを具体的な場面(金融機関、大型スーパーなど)
アル		に応じてとりまとめたマニュアル

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早期発見、早期対応が何より重要であり、高齢者の方を日ごろから診察する機会が多いかかりつけ医が、認知症の疑いに気づき、迅速に専門の医療機関への受診につなげていくことができるよう、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施しています。

あわせて、県では、認知症の人の診療に習熟し、地域のかかりつけ医への専門的な助言や地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携づくりを担う認知症サポート医を養成しています。

また、認知症の人やその家族の意思を尊重した適切な介護サービスを提供する ため、認知症に関して正しい知識を持ち、本人主体の介護を行うことができる介 護従事者を質、量ともに確保する必要があります。

介護現場における認知症対応力の向上を図るため、介護従事者の現場経験に応じてステップアップしていく研修体系(「認知症介護実践者研修」⇒「認知症介護実践リーダー研修」⇒「認知症介護指導者養成研修」)に基づく研修を実施することで、今後増加する認知症の人への適切なケアが可能な質の高い介護従事者を養成しています。

<平成27年度認知症介護者等養成研修>

研修名	養成数	内 容
認知症介護実践者研修	540 名	現場経験おおむね2年以上の者が認知症
		介護の理念、知識及び技術を修得するため
		の研修
認知症介護実践リーダー研修	82 名	現場経験おおむね5年以上の者が事業所
		内のケアチームの指導者役となるための
		研修
認知症介護指導者養成研修	3名	現場経験おおむね 10 年以上の者が研修の
		企画立案・講師役等となるための研修

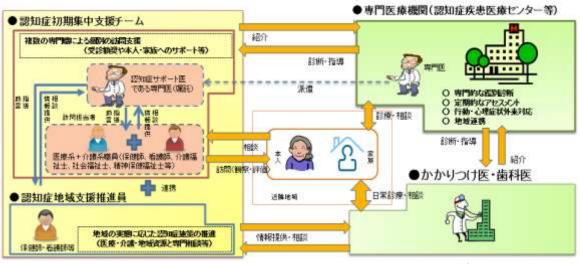
平成 26 年の介護保険法の改正により、市町村は、認知症が疑われる人の家庭を 複数の専門職が訪問して、初期対応を包括的に支援する「認知症初期集中支援チーム」や、医療機関、介護サービス等の間の連携支援、認知症の人やその家族を 支援する相談業務などを行う「認知症地域支援推進員」を設置することが制度化 されました。

平成30年4月までに、県内全ての市町村で、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を設置できるよう、認知症初期集中支援チーム員研修及び認知症地域支援推進員養成研修を実施しています。

<平成27年度末現在の設置状況>

区 分	設置数
認知症初期集中支援チーム	8市
認知症地域支援推進員	23 市町

<認知症初期集中支援チームの概要>



(資料:厚生労働省HP)

平成 28 年度以降の取組

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、全ての市町村で地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

関係機関と協働した在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などの認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援コーディネーターの配置等による生活支援・介護予防サービスの充実など、全ての市町村が、地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととなります。

県では、市町村の取組を支援するため、地域包括ケアシステムを支える人材の育成 確保対策を積極的に進めます。

また、医療従事者や福祉人材といった専門職の人材育成・確保とともに、今後は元気な高齢者に、地域における支え合いやボランティアなどの担い手として活躍していただくため、高齢者が無理なく地域活動に参加できるような機会や仕組みを整えていく必要があります。

平成28年度には、生活支援・介護予防サービスの担い手として期待される元気な高齢者の社会参加を推進するため、高齢者が今まで培ってきた能力や経験を生かし、就労、ボランティアなどを通じて多様な社会活動に参加できるよう、市町村と連携して、高齢者と活動団体のマッチングを図るための合同説明会の開催等の取組を進めます

す。 <医療・介護・認知症施策・地域ケア会議・生活支援の充実・強化>

医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援の充実・強化 関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃 ·連携強化 医療·介護連携 密なネットワークが構築され、効率的、効果的でき め細かなサービスの提供が実現 初期集中支援チームの関与による認知症の早期 診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応 認知症施策 施策の推進 等により認知症でも生活できる地域を実現 多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把 握可能になり、地域課題への取組が推進され、高 ・制度化による強化 地域ケア会議 齢者が地域で生活しやすい環境を実現 コーディネータの配置や協議体の設置等を通じて 地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチン ·体制整備等 生活支援 グを行うことにより、生活支援の充実を実現

(資料:厚生労働省HP)

また、高齢者に限らず、誰もが住み慣れた地域で必要な支援を一体的に受けられるような仕組みを築いていくには、地域包括ケアの考え方を全世代・全対象に拡大し、分野を問わない包括的な支援体制の整備が求められています。

厚生労働省では、今年度から、複合的な課題を抱える人に対する包括的な支援システムの構築と、高齢者などのボランティアを活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施することとしています。

国の今後の動向も踏まえつつ、生活支援コーディネーター、生活困窮者主任相談支援員、コミュニティーソーシャルワーカー等の専門職が連携し、チームを組んで地域で支え合うネットワークづくりを促進するための新たな取組についても、今後検討していく必要があります。

5. 保育人材確保対策

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育ニーズが増大・多様化しています。本県では、市町村の保育所等の整備を促進するなどの取組により、平成22年からの5年間で保育所の定員が約13,000人増加しましたが、保育需要の高まりにより、待機児童の解消には至っていません。

保育の受け皿確保が進む一方で、その担い手である保育士の確保は重要です。新たな 資格取得者の確保を始め、潜在保育士の再就職支援、多様な保育サービスを担う人材の 確保につながる取組を行っていくことが必要です。





(1) 保育士・保育所支援センター

保育士の人材確保対策の推進を図るため、平成25年6月に愛知県社会福祉協議会に委託して保育士・保育所支援センターを設置しました。

保育士の資格を持ちながら保育士として就労していない潜在保育士の再就職支援や、経験のある保育士が不足している保育所への潜在保育士の活用支援などを行っています。

<保育士・保育所支援センターの主な業務>

- ・保育所の求人情報の把握、求職者にあった就職先の提案・紹介・あっせん
- ・保育士資格取得希望者や求職者、保育所からの相談業務
- ・保育所就職支援フェアの実施
- ・潜在保育士向けの研修の実施
- ・保育所への求人方法や雇用管理の改善に関する助言指導

具体的には、保育所の園長を経験したコーディネーター1名と相談員1名の専任職員2名を配置し、保育所を離職した保育士に対して再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修や求人の案内等の情報提供を行うなど、きめ細やかな支援を実施しています。

平成 25 年の開所以来、平成 27 年度末までに求人・求職合わせて 3,472 件の相談 と、3,327 人の求人登録、453 人の求職登録があり、133 件のマッチングを行った 結果、102 人が保育士として就職を果たしました。

<保育士・保育所支援センターの実績>

		求人		求職		マッチング人数		
	相談	登 か所	録 人	相談	登録	採用	不採用	計
平成25年度	185	457	990	774	150	19	19	38
平成26年度	379	452	-,	862	159	41	6	47
平成27年度	322			950	144	42	6	48
合計	886	1, 339	3, 327	2, 586	453	102	31	133

[※] 平成25年度は6月からの実績

また、保育所就職支援フェアを年2回実施し、就職希望者と保育所とのマッチング に取り組んでいます。

<保育所就職支援フェアの実施状況(平成27年度)>

第1回

実施日:平成27年9月13日(日) 場所:刈谷市総合文化センター

参加人数:84人

内容:合同面接会、総合相談会、情報資料コーナー、メークアップセミナー

第2回

実施日:平成28年1月31日(日) 場所:名古屋国際会議場

参加人数: 135 人

内容:参加事業者、ハロ一ワーク等との相談会及び保育職場人事担当者との個別相談会



保育所就職支援 フェアの様子

(2) 新たな資格取得者の確保

指定の保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸し付け、修学しやすくすることにより、新たな質の高い保育士の養成を図っています。平成27年度には40人に貸付を行い、資格取得に向けた支援を行っています。

<保育士修学資金貸付事業の概要>

・事業開始:平成25年度

• 実施主体:愛知県社会福祉協議会

·貸付額:学費月額50,000円以内(貸付期間2年)

入学準備金 200,000 円以内 就職準備金 200,000 円以内

利 子:無利子

・返還の免除:養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、県内の保育

所等で5年間引き続き従事した場合は返還免除。

(3) 多様な保育サービスを担う人材の確保と資質の向上

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」において実施される、 小規模保育や家庭的保育、一時預かりなどについては、地域の実情やニーズに応 じて、支援の担い手となる人材を確保していく必要があります。

このため、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るため、 国において全国共通の研修制度が創設されました。

本県においても、平成28年1月から子育て支援員研修を実施し、現在までに199 人の認定を行いました。

<平成27年度愛知県子育て支援員研修 概要>

実施主体:愛知県(民間団体に委託)

実施時期:1月から2月

実施会場:名古屋会場、三河会場

実施コース:「地域保育コース」のうち「地域型保育」「一時預かり事業」

認定数:199人

「子育て支援員」研修について

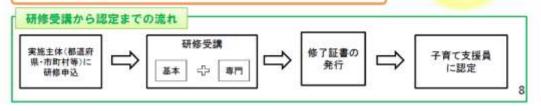
趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

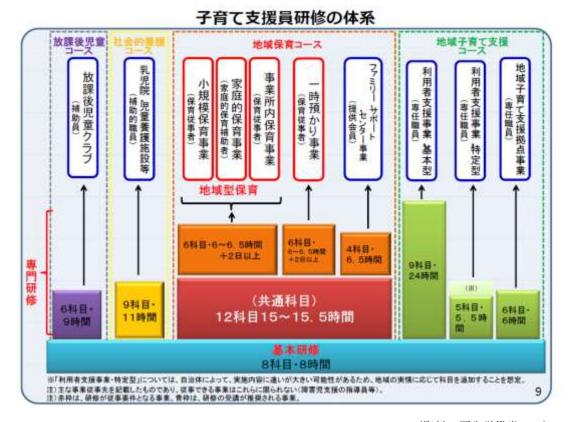
「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ 「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育で支援など子ども・子育て分野に従事



(資料:厚生労働省HP)



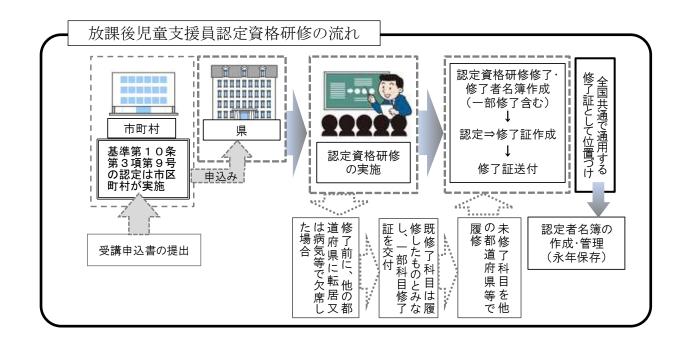
(資料:厚生労働省HP)

一方、放課後児童クラブの運営については、質を確保する観点から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)が定められ、平成27年度からは支援の単位ごとに放課後児童支援員を原則2名以上置くこととされました。

放課後児童支援員になるには、都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」(16 科目 24 時間)を修了する必要があり、現在までに 639 人の認定を行いました。今後、 平成 31 年度末までに全てのクラブに対し必要な人数を配置できるよう計画的に研修を 実施していきます。なお、資格取得後も更なる専門知識や技術の修得が図られるよう、 資質向上研修を実施するなど継続的な資質の向上に取り組んでいます。

<平成27年度愛知県放課後児童支援員認定資格研修実績>

実施主体 愛知県(民間団体に委託) 実施回数 5回(1回あたり4科目×4日間 計16科目) 実施時期 平成27年9月~2月 受講資格 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で2年以上の実務経験者等 研修科目 ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤児童期(6歳~12歳)の生活と発達 ⑥障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ②特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ⑩障害のある子どもの育成支援 ①学校・地域との連携・協力と相談支援 ①学校・地域との連携 ③子どもの生活面における対応 ④安全対策・緊急時対応 ⑤放課後児童支援員の仕事内容 ⑥放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 受講者数 644名(うち、全部履修による修了認定者639名、一部科目修了者5名)		
実施時期 平成 27 年 9 月~2 月 受講資格 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で 2 年以上の実務経験者等 研修科目 ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤児童期 (6歳~12歳)の生活と発達 ⑥障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ①障害のある子どもの育成支援 ①保護者との連携・協力と相談支援 ①学校・地域との連携 ①子どもの生活面における対応 ①安全対策・緊急時対応 ⑤放課後児童支援員の仕事内容 ⑥放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	実施主体	愛知県(民間団体に委託)
受講資格 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で2年以上の実務経験者等 「が修科目 の	実施回数	5回(1回あたり 4科目×4日間 計16科目)
研修科目 ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達 ⑥ 障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のある子どもの育成支援 ① 保護者との連携・協力と相談支援 ① 学校・地域との連携 ③子どもの生活面における対応 ④安全対策・緊急時対応 ⑤ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑥ 放課後児童支援員の仕事内容	実施時期	平成 27 年 9 月~2 月
②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤児童期(6歳~12歳)の生活と発達 ⑥障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受講資格	保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で2年以上の実務経験者等
	研修科目	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤児童期(6歳~12歳)の生活と発達 ⑥障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ⑩障害のある子どもの育成支援 ⑪障害のある子どもの育成支援 ①保護者との連携・協力と相談支援 ⑫学校・地域との連携 ⑬子どもの生活面における対応 ⑭安全対策・緊急時対応 ⑤放課後児童支援員の仕事内容
	受講者数	644 名(うち、全部履修による修了認定者 639 名、一部科目修了者 5 名)



また、現任の保育士に対しては、保育士研修ガイドラインに基づき研修を実施し、保育士の資質や保育所の運営水準の向上を図っています。

<平成27年度現任保育士研修実績>

実施主体:愛知県(一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会に委託)

研修名	園長研修	主任保育士研修	中堅前期 保育士研 修	中堅後期 保育士研 修	育児休 業明け 保育士 研修	障害保育 専門件数	乳児保育 専門研修	保育教諭研修	公開講座
会 場	名古屋短 期大学	桜花学園 大学·名 古屋短期 大学	名古屋柳 城短期大 学·名古 屋江南短 期大学	岡崎女子 大学・岡 崎女子短 期大学	名古屋 短期大 学	中部大学	名古屋芸術大学	保育コン ソーシア ムあいち	名 屋 安 短 大 部 等
期日・コマ数	8/25~8/26 8 コマ	8/4~8/7 16 ⊐マ	8/4 8/24~8/26 12 ⊐マ	8/18~8/21 16 ⊐マ	8/6 4 크マ	7/29~7/31 12 コマ	8/26~8/28 12 コマ	9/8 9/10 9/15~9/16 9/29 20 ⊐マ	8/8 9/26 7/18 12 = マ
受講人数	75 人	76 人	87 人	123 人	71 人	89 人	123 人	10 人	361 人

中堅前期保育士研修の様子



平成 28 年度以降の取組

保育の人材確保については、国の「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月公表) や「保育士確保プラン」(平成27年1月策定)において、保育士の人材育成や再就職支 援等を強力に推進するとされています。さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニ ッポン一億総活躍プラン」においては、希望出生率1.8の実現をめざして、待機児童の 解消のため、保育士の処遇改善や多様な人材の確保のための施策が打ち出されています。

そこで、本県においても、新たな資格取得者の確保や潜在保育士の再就職支援の強化、 多様な保育サービスを担う人材の確保に向けてさらに取組を進めていきます。

平成28年度の新たな取組としては、保育士試験を平成28年度から年2回実施し、保育士資格の取得にチャレンジできる機会を増やします。

また、保育士養成施設の保育所等就職率が全国平均で約5割にとどまっていることから、保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じて、就職促進のための費用を助成し、新卒者の保育所等への就職促進を図ります。

潜在保育士の再就職支援については、保育士・保育所支援センターでの従来の再就職 支援に加え、平成28年度から、新たに労働局と連携して合同での保育士養成施設訪問 や、ハローワークでの巡回相談を行い、地域でのマッチングを促進していきます。

保育士の処遇改善については、公定価格における処遇改善等加算の加算率(平成 27 年度 3%)の引き上げについて、国の今後の対応を見ながら引き続き要望を行っていきます。

Ⅲ. 昨年度の年次レポートにおける 「新たな課題への対応」のその後の状況

平成27年度版年次レポートにおいて「新たな課題への対応」として「子ども・子育て支援新制度の円滑な実施」、「福祉人材の確保の推進」及び「地域医療構想の策定」について、取組の方向性を明らかにしました。

その後、「子ども・子育て支援新制度の円滑な実施」及び「地域医療構想の策定」 については以下のとおり取組が進められました。

なお、「福祉人材の確保の推進」については前掲「特集 健康福祉社会を支える人 材の育成・確保」で記載しています。

1. 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度を着実に推進していくため、実施主体である市町村を支援し、地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実や地域の子育て支援、保育人材の確保のための取組を進めてきました。

(1) 幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上の推進

新制度で統一的に給付が行われることとなった認定こども園、幼稚園、保育所について、その運営に必要な給付費や、職員配置の改善など加算対象に対する負担及び補助を行い、市町村が行う教育・保育の量の拡充や質の向上のための支援を行いました。

今後も、待機児童の解消に向けた保育所の拡充並びに保護者の就労のニーズに 対応できる認定こども園の設置促進に取り組んでいきます。

<保育所等の状況(毎年度4月1日現在:か所)>

	平成2	6年度	平成27年度		
	公立	私立	公立	私立	
保育所	764	500	758	521	
認定こども園	4	20	8	50	
幼稚園 (新制度移行園)		_	85	7	

[※]上記施設のうち、県では私立施設に対して施設型給付費を負担・補助しています。

(2) 地域の状況に合わせた多様な保育の場の確保による待機児童の解消及び 保育の量の確保

新制度により市町村の認可事業となった少人数の子どもを預かる保育に対し、 地域型保育給付費の負担を行い、待機児童の多い 0~2 歳児を対象とする保育の 場の確保を図りました。

地域型保育事業の状況(毎年度4月1日現在:か所)

	平成2	6年度	平成27年度		
	公立	私立	公立	私立	
家庭的保育事業	_	_	0	31	
小規模保育事業	_	_	0	92	
事業所内保育事業	_	_	0	2	
居宅訪問型保育事業	_	_	0	0	

また、多様な保育ニーズに対応した地域型保育を推進するため、県内の企業及 び病院を対象に事業所内保育の実態や設置に関するニーズ等についてアンケート 調査を実施しました。

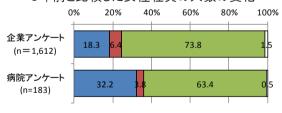
<事業所内保育施設設置に関するアンケート結果概要>

調査対象:県内に本社を有する企業、病院約5,000件

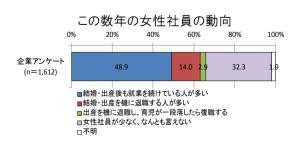
調査期間:平成27年7月~8月

調査内容:事業所内保育の実態、設置に関するニーズ、新制度移行への課題等について

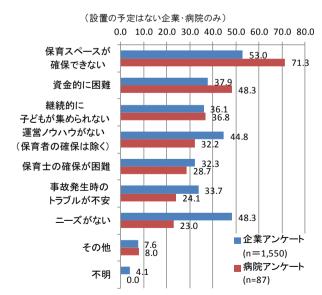
5年前と比較した女性社員の人数の変化

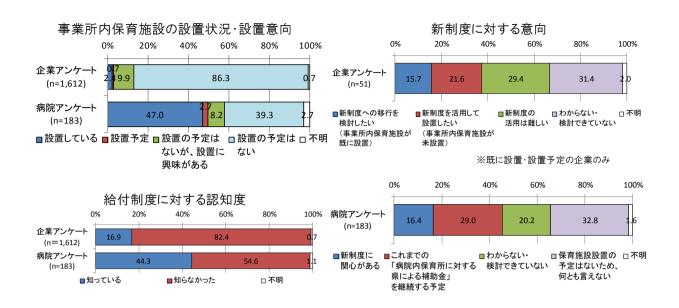


■約5%以上増えた ■約5%以上減った ■大きく変わらない □不明



事業所:病院内保育施設の設置ができない要因





アンケート調査では、女性社員の増えている企業等は増加傾向であり、今後も保 育ニーズは高まっていくと考えられる反面、事業所内保育を設置できない要因とし て、保育スペースや資金面での課題が多く挙げられました。

また、事業所内保育施設を「設置している」「設置予定」と回答した企業は全体の約3%ですが、その4割弱が新制度への移行や新制度の活用による設置の意向があり、病院では「設置している」「設置予定」の回答は約5割となっており、そのうち2割弱が「新制度に関心がある」と回答しています。

この結果から、新制度移行により運営者の負担が大幅に軽減されることについて、 関心がある企業等に対して周知していく取組みが必要です。今後は事業所内保育に 関心があると回答した企業を対象としたセミナーを開催することで、事業所内保育 の推進を図っていきます。

(3) 全ての子育て家庭に対する地域の子育て支援の一層の充実

市町村が地域の状況やニーズを把握し、様々な支援メニューの中から計画的に整備していく「地域子ども・子育て支援事業」に要する費用の一部を助成しました。

その中でも、放課後児童クラブについては、平成 27 年度に整備費 20 か所、運営費 1,252 か所に助成を行いました。(平成 26 年度:整備費 17 か所、運営費 664 か所)

また、病児・病後児保育については、市町村に推進を働きかけ、平成27年度では55か所に助成するとともに(平成26年度47か所)、本県独自の事業として平成26年度から実施しているファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型の病児・病後児保育促進モデル事業により、弥富市に対して整備費の助成を行いました。

ファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携の病児・病後児保育施設 【えがお】(弥富市)

*平成26年度から開始した本県独自のモデル事業の2か所目として、平成28年4月に開所



(4) 新制度関連事業の円滑な推進を図るための市町村支援及び人材育成等

新制度の中核である施設型教育・保育給付費について、国からの給付事務の通知等の発出が遅れたことなどから、年度当初は、市町村によっては給付事務に混乱が生じていました。

このため本県では、県独自に作成をした給付マニュアルを市町村に配布するとともに、平成27年7月から8月にかけて市町村に対し、進捗状況調査や個別ヒアリング等も行い、助言指導に努めました。国にも速やかな情報提供を行うよう要請した結果、現在では、給付に必要な子どもの認定や給付事務は円滑に進められています。

今後も、新制度が着実に推進されるよう制度の周知を図るとともに、市町村を 支援していきます。

保育人材の確保については、保育士・保育所支援センターを活用した就職相談 等を行う他、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付を行いました。

<平成27年度 保育士・保育所支援センター 相談実績等>

	求人		求	職	マッ	ノチング人数	ζ
相談	登 か所	録 人	相談	登録	採用	不採用	計
322	430	1334	950	144	42	6	48

<平成27年度 保育士修学資金新規貸付実績>

【貸付額】

学 費:月額50,000円

(貸付期間2年)

入学準備金: 200,000 円

区	分	対象人員
学	費	40人
入学準	準備金	38人
軸	<u> </u>	78人

また、幼保連携型認定こども園に配置が義務付けられた保育教諭の研修については、教育委員会や県民生活部と合同で平成27年7月に保育教諭研修の実施主体や研修内容等のあり方について検討会議を行いました。その結果、幼稚園教諭と合同で初任者研修を実施することとなりましたので、今後も、関係部局が連携をとりながら保育教諭の資質向上を図っていきます。

2. 地域医療構想の策定

団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて医療需要が増大し、特に慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれるため、患者の病状に合った病床の機能分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要があります。

こうした状況に対応するため、平成26年6月に医療法の改正が行われ、都道府県は「地域医療構想」を策定し、平成37年(2025年)における地域の医療提供体制の姿を明らかにし、その地域にふさわしいバランスのとれた病床の機能の分化と連携を推進することになりました。

本県では、昨年度から、2次医療圏を基本とする構想区域ごとに「地域医療構想調整ワーキンググループ」を設置し、地区医師会、病院、医療保険者、看護協会の代表者等の関係者から意見を伺いながら検討を進めており、平成28年8月には「愛知県地域医療構想」(案)をとりまとめました。今後、平成28年10月の策定をめざしています。

(1)「愛知県地域医療構想」(案)の概要

地域医療構想には、次に掲げる事項を定めることとされています。

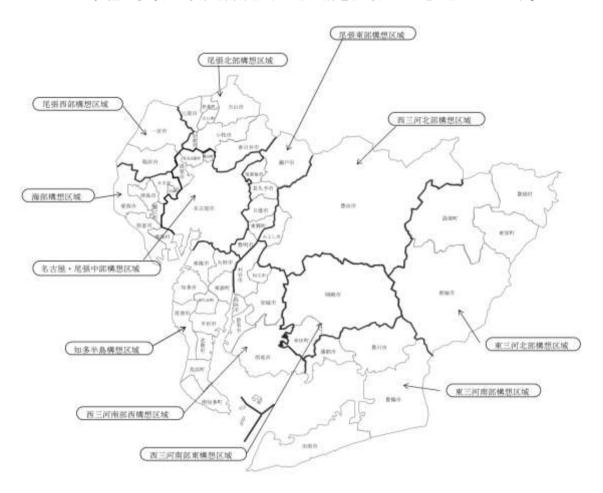
- ◇ 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として定める 構想区域
- ◇ 構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
- ◇ 構想区域における将来の在宅医療の必要量
- ◇ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

<病床の機能区分>

高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する 機能
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL(Activities of Daily Living : 着替え,入浴などの日常生活動作)の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。長期にわたり 療養が必要な重度の障害者、難病患者等を入院させる機能

ア 構想区域

2次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向などを勘案して検討した結果、尾張中部医療圏については、面積が著しく小さく、患者の多くが名古屋医療圏へ流出していることから、名古屋医療圏と統合して1つの構想区域とし、他は現状の2次医療圏をそれぞれ構想区域として設定しています。



構想区域	構成市町村
名古屋·尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

イ 必要病床数の推計

構想区域単位に、国の定める算定方法により、4 つの機能(高度急性期、急性期、 回復期、慢性期)ごとの平成37年(2025年)の病床の必要量を示しています。

具体的には、構想区域内の医療機関が平成25年(2013年)に入院医療を行った 患者数を平成37年(2025年)の推計人口にあてはめて必要病床数を推計し、長期 で療養を要する患者のうち医療の必要度が低い者は、一定の割合で在宅医療等に移 行するものとしています。

<平成37年の病床の必要量(必要病床数推計)>

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
名古屋・尾張中部	2,885	8,067	7, 509	3, 578	22, 039
海部	192	640	772	377	1,981
尾張東部	799	2, 309	1, 374	786	5, 268
尾張西部	407	1,394	1,508	613	3, 922
尾張北部	565	1,822	1,789	1, 209	5, 385
知多半島	319	1, 108	1, 209	674	3, 310
西三河北部	368	1, 128	990	578	3, 064
西三河南部東	231	706	902	486	2, 325
西三河南部西	585	1,703	1,770	940	4, 998
東三河北部	19	103	70	75	267
東三河南部	537	1,633	1, 587	1, 457	5, 214
計	6, 907	20, 613	19, 480	10, 773	57, 773

(参考:平成27年の病床数との比較)

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
平成37年の必要病床数①	6, 907	20, 613	19, 480	10, 773	57, 773
平成27年の病床数②	13, 171	25, 713	6, 152	13, 939	58, 975
差引 (① - ②)	△ 6, 264	△ 5, 100	13, 328	△ 3, 166	△ 1,202

^{※「}平成27年の病床数」は、病院名簿(平成27.10.1現在)における一般病床数、療養病床数、有床診療所病床数の合計を、平成27年病床機能報告結果の病床機能の割合を適用し、算出した参考値。

(2) 構想を実現するための取組

地域医療構想を実現するためには、病床の機能分化と連携を進める必要があります。そのため、構想区域ごとに設置する協議の場(地域医療構想推進委員会 (仮称))において、各医療機関が担っている病床機能を分析し、情報共有を図ります。

その上で、特に不足が見込まれる回復期機能の病床への転換や新設及び機能ご との円滑な連携に向け、医療機関の自主的な取組を促すとともに、医療機関相互 の協議を行います。

また、病床転換等に必要な施設設備整備や医療従事者の確保・養成には、「地域医療介護総合確保基金」を積極的に活用します。

【今後の主な方策】

①病床の機能の分化及び連携の推進

- ○病床機能報告などを活用し、各医療機関が担っている病床機能を把握する。
- ○不足する病床機能が充足できるよう病床の転換等を支援する。
- ○ICT(情報通信技術)を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備を推進する。
- ○医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進する。

②在宅医療の充実

- ○24時間365日対応可能な在宅医療提供体制の構築を推進する。
- ○市町村が行うICT(情報通信技術)による在宅医療連携システムの導入を支援する。
- ○市町村が主体となり、医療福祉従事者がチームとなって患者・家族をサポートする体制を支援する。
- ○地域包括ケアシステムの構築を図る。

③医療従事者の確保・養成

- ○大学と連携した医師の育成、医師不足の病院等への派遣強化を図り、医師の地域偏在の解消を図る。
- ○医療勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい職場づくりに取り組む医療機関を支援する。
- ○認知症サポート医の養成等を進め、認知症の容態に応じた適切な医療・介護の提供を行う。
- ○「チーム医療」に対応できるよう資質の高い保健医療従事者の養成を推進する。

4その他の取組

- ○生活習慣病の発症予防と早期発見に取り組み、将来の医療需要の増加を抑制する。
- ○国民皆保険を堅持し続けていくため、医療費適正化計画を着実に推進する。

あいち健康福祉ビジョン年次レポート (平成 28 年度版) 平成 28 年 10 月発行

愛知県健康福祉部医療福祉計画課

T460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6316 (ダイヤルイン)

FAX 052-953-6367

ホームページ http://www.pref.aichi.jp/iryofukushi/